

2.2 社会的状況

2.2.1 人口及び産業の状況

ア. 人口

福岡市及び対象事業実施区域及びその周辺の人口及び世帯数は表 2.2-1 に示すとおりであり、平成 22 年 10 月 1 日現在、福岡市の人口は、1,463,826 人、世帯数は 708,027 戸となっています。

対象事業実施区域である博多区の人口は 212,305 人、世帯数は 124,456 戸、中央区の人口は 178,430 人、世帯数は 106,909 戸となっています。2 区合わせて、人口は福岡市全体の 26.7%、世帯数は 32.7%となっています。

人口増加率をみると、平成 22 年における平成 17 年との対比では、福岡市の 4.5%に対して、博多区は 8.5%、中央区は 6.8%となっており、福岡市全体に比べ増加率が高くなっています。

表 2.2-1 人口及び世帯数

(平成 22 年 10 月 1 日現在)

区分 地域	人口		平成 17 年～22 年の 人口増減		世帯数	
	平成 22 年 (人)	平成 17 年 (組替) (人)	実数 (人)	率 (%)	平成 22 年 (戸)	平成 17 年 (組替) (戸)
福岡市	1,463,826	1,401,279	62,547	4.5	708,027	649,138
博多区	212,305	195,711	16,594	8.5	124,456	105,121
中央区	178,430	167,100	11,330	6.8	106,909	96,035

注) 「平成 17 年人口 (組替)」及び「平成 17 年世帯数 (組替)」は、平成 22 年 10 月 1 日現在の市区町村の境域に基づいて組み替えた平成 17 年の人口及び世帯数を示す。

出典：「平成 22 年 国勢調査報告 (人口速報集計結果)」(平成 23 年 2 月、総務省統計局)

イ. 産 業

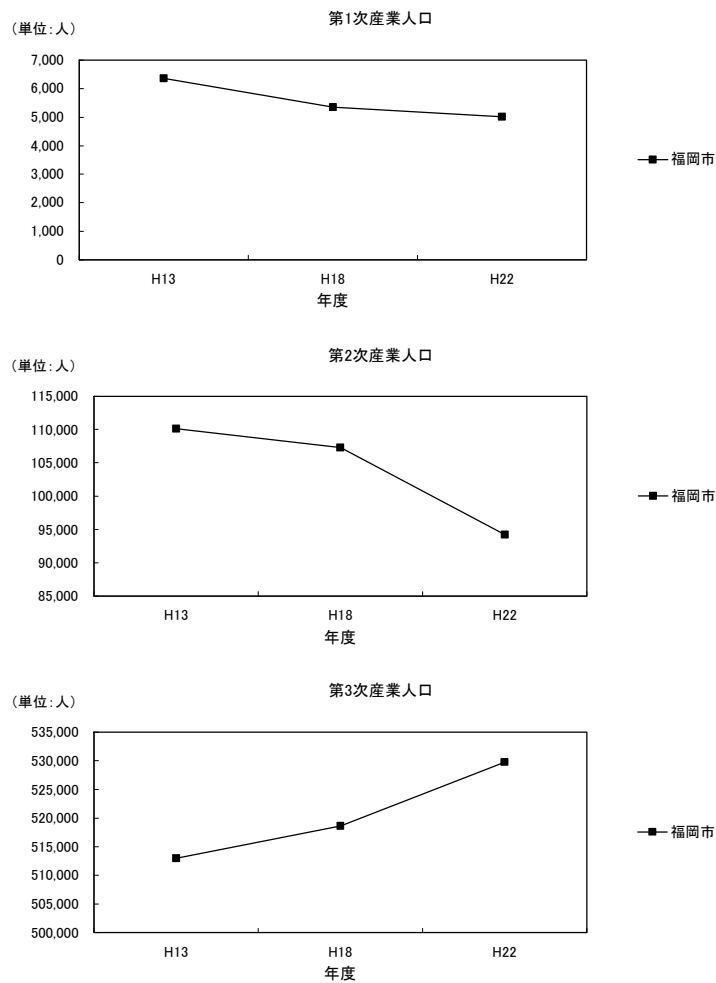
(7) 産業別人口及び生産額

福岡市全体での産業別就業人口の状況は、表 2.2-2 及び図 2.2-1 に示すとおりであり、平成 13 年度～平成 22 年度にかけて、第 1 次産業と第 2 次産業は減少し、第 3 次産業が増加しています。

表 2.2-2 産業別就業人口の状況

区分 地域	第 1 次産業			第 2 次産業			第 3 次産業		
	13 年度 (人)	18 年度 (人)	22 年度 (人)	13 年度 (人)	18 年度 (人)	22 年度 (人)	13 年度 (人)	18 年度 (人)	22 年度 (人)
福岡市	6,369	5,353	5,024	110,129	107,290	94,167	512,966	518,623	529,745

出典：「福岡県市町村要覧 2001」（平成13年、(財)福岡県市町村振興協会）
 「福岡県市町村要覧 2006」（平成18年、(財)福岡県市町村振興協会）
 「福岡県市町村要覧 2010」（平成22年、(財)福岡県市町村振興協会）



出典：「福岡県市町村要覧 2001」（平成13年、(財)福岡県市町村振興協会）
 「福岡県市町村要覧 2006」（平成18年、(財)福岡県市町村振興協会）
 「福岡県市町村要覧 2010」（平成22年、(財)福岡県市町村振興協会）

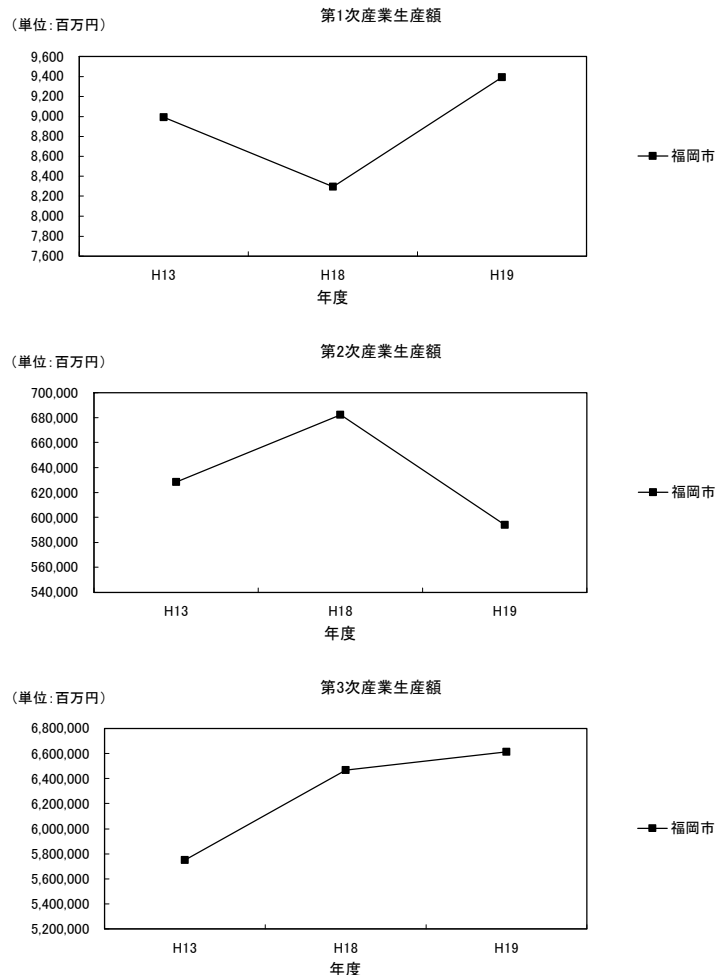
図 2.2-1 産業別就業人口の状況

また、福岡市全体での産業別総生産額の状況は、表 2. 2-3 及び図 2. 2-2 に示すとおりであり、第 1 次産業は平成 13 年度から平成 18 年度にかけて減少しましたが、平成 19 年度は増加し、第 2 次産業は平成 13 年度から平成 18 年度にかけて増加しましたが、平成 19 年度は減少し、第 3 次産業は年々増加しています。

表 2. 2-3 産業別総生産額の状況

区分 地域	第 1 次産業			第 2 次産業			第 3 次産業		
	13 年度 (百万円)	18 年度 (百万円)	19 年度 (百万円)	13 年度 (百万円)	18 年度 (百万円)	19 年度 (百万円)	13 年度 (百万円)	18 年度 (百万円)	19 年度 (百万円)
福岡市	8,991	8,293	9,392	628,389	682,166	594,021	5,750,113	6,466,833	6,615,204

出典：「福岡県市町村要覧 2004」（平成16年、(財)福岡県市町村振興協会）
 「福岡県市町村要覧 2009」（平成21年、(財)福岡県市町村振興協会）
 「福岡県市町村要覧 2010」（平成22年、(財)福岡県市町村振興協会）



出典：「福岡県市町村要覧 2004」（平成16年、(財)福岡県市町村振興協会）
 「福岡県市町村要覧 2009」（平成21年、(財)福岡県市町村振興協会）
 「福岡県市町村要覧 2010」（平成22年、(財)福岡県市町村振興協会）

図 2. 2-2 産業別総生産額の状況

(イ) 産業大分類別事業所数等

福岡市、博多区及び中央区の産業大分類別事業所数及び従業者数の状況は、表 2.2-4 に示すとおりです。

福岡市、博多区、中央区ともに平成 18 年の事業所数及び従業者数が最も多いのは、卸売・小売業となっています。

表 2.2-4 産業大分類別事業所数及び従業者数の状況（平成 18 年）

分類	区分	福岡市	博多区	中央区
		上段（事業所） 下段（人）	上段（事業所） 下段（人）	上段（事業所） 下段（人）
総数	事業所数	70,359	21,080	17,651
	従業者数	811,303	288,800	211,107
農林漁業	事業所数	40	6	3
	従業者数	464	90	58
鉱業	事業所数	4	1	1
	従業者数	20	8	5
建設業	事業所数	4,617	1,218	625
	従業者数	54,816	18,497	11,553
製造業	事業所数	2,141	725	291
	従業者数	34,451	13,418	3,770
電気・ガス・ 熱供給・水道業	事業所数	107	33	16
	従業者数	6,248	1,381	3,850
情報通信業	事業所数	1,568	721	573
	従業者数	43,466	21,802	13,820
運輸業	事業所数	1,576	478	146
	従業者数	44,157	17,227	5,042
卸売・小売業	事業所数	22,113	7,491	5,041
	従業者数	208,945	79,908	49,291
金融・保険業	事業所数	1,399	482	464
	従業者数	30,044	13,339	12,358
不動産業	事業所数	4,297	932	1,279
	従業者数	20,402	6,652	7,842
飲食店、宿泊業	事業所数	10,802	3,733	3,005
	従業者数	79,915	30,184	24,180
医療、福祉	事業所数	4,222	712	895
	従業者数	68,455	10,890	11,825
教育、学習支援業	事業所数	2,295	296	571
	従業者数	39,904	4,783	7,402
複合サービス事業	事業所数	393	115	73
	従業者数	6,593	1,195	2,201
サービス業（他に分類され ないもの）	事業所数	14,572	4,057	4,619
	従業者数	149,513	57,855	51,472
公務（他に分類されない もの）	事業所数	213	80	49
	従業者数	23,910	11,571	6,618

出典：「ふくおかデータウェブ」（福岡県企画・地域振興部調査統計課ホームページ）

(ウ) 農 業

福岡市、博多区及び中央区の農家数、経営耕地面積及び農業粗生産額は表 2.2-5 に示すとおりです。

表 2.2-5 (1) 農業の概要 (平成 17 年)

地 域	農 家 数 (戸)						世帯員数 (人)	農業就業 人口 (人)
	総農家数	販 売 農 家 数				自給的 農家数		
		総 数	専 業	第一種 兼 業	第二種 兼 業			
福岡市	2,898	1,917	489	270	1,158	981	8,527	3,811
博多区	160	78	7	2	69	82	375	177
中央区	2	1	X	X	X	1	X	X

注) 「X」は秘匿を示している。

出典:「ふくおかデータウェブ」(福岡県企画・地域振興部調査統計課ホームページ)

表 2.2-5 (2) 農業の概要 (平成 17 年)

地 域	経営耕地面積 (ha)					粗生産額 (千万円)
	総 数	田		畑	樹園地	
		稲を作った田				
福岡市	1,838	1,531	1,134	234	73	792
博多区	54	43	36	8	3	—
中央区	X	X	X	X	X	—

注 1) 「X」は秘匿を示している。

注 2) 「粗生産額」は平成 18 年のデータであり、区別の粗生産額は示されていない。

出典:「ふくおかデータウェブ」(福岡県企画・地域振興部調査統計課ホームページ)

(イ) 商 業

福岡市、博多区及び中央区の事業所数、従業者数及び年間商品販売額は表 2.2-6 に示すとおりです。

表 2.2-6 商業・サービス業の概要（平成 19 年）

地 域	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)
福 岡 市	20,440	187,582	1,391,254,828
博多区	6,789	70,151	740,228,979
中央区	4,645	43,857	404,565,104

出典：「ふくおかデータウェブ」（福岡県企画・地域振興部調査統計課ホームページ）

(オ) 工 業

福岡市、博多区及び中央区の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は表 2.2-7 に示すとおりです。

表 2.2-7 鉱工業の概要（平成 20 年）

地 域	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
福 岡 市	1,039	23,634	64,454,191
博多区	344	7,872	19,340,860
中央区	119	2,189	6,483,508

出典：「ふくおかデータウェブ」（福岡県企画・地域振興部調査統計課ホームページ）

2.2.2 資源利用

ア. 土地利用の現況

福岡市、博多区及び中央区の土地利用の状況は表 2.2-8 に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺は、主に宅地として利用されています。

表 2.2-8 土地利用の状況

地域	総数 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)	宅地 (ha)	山林 (ha)	原野 (ha)	雑種地 (ha)	その他 (ha)
福岡市	17,227.8	1,760.8	770.0	8,845.8	4,084.1	467.4	1,116.4	183.3
博多区	1,657.5	44.5	29.7	1,235.2	92.6	6.6	202.2	46.7
中央区	808.4	—	0.4	780.5	9.4	—	14.4	3.7

出典：「福岡市統計書（年報）平成22年（2010年）版」（平成23年3月、福岡市）

イ. 土地利用計画の状況

対象事業実施区域及びその周辺には、「都市計画法」（昭和43年6月15日法律第100号、最終改正：平成23年3月31日法律第9号）第8条の第1項の規定により定められた用途地域があります。

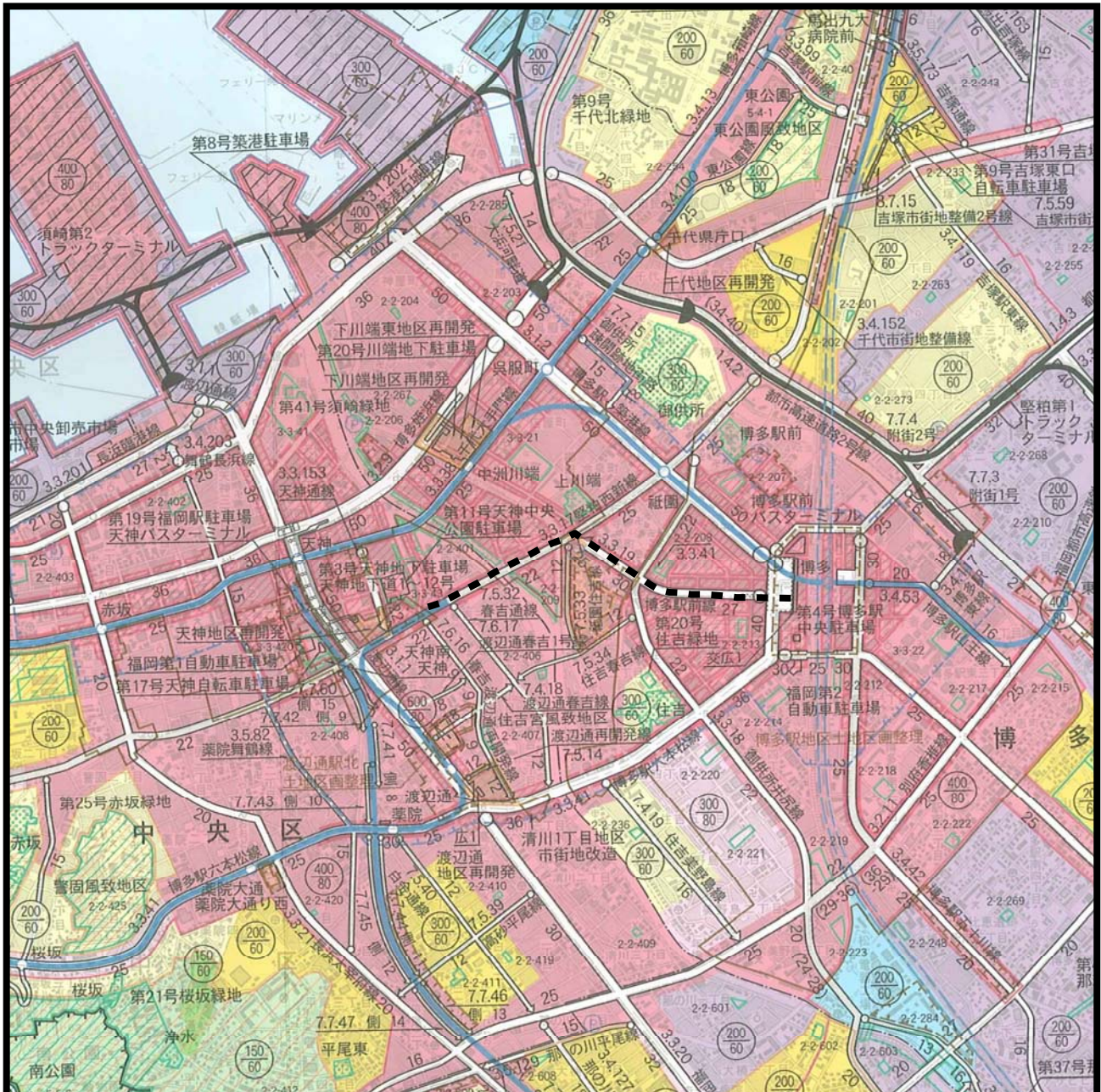
対象事業実施区域及びその周辺は、福岡都市計画区域に含まれており、都市計画区域の指定状況は表 2.2-9 に、用途地域は図 2.2-3 に示すとおりであり、主に商業地域になります。

表 2.2-9 都市計画区域の面積

(平成22年1月25日現在)

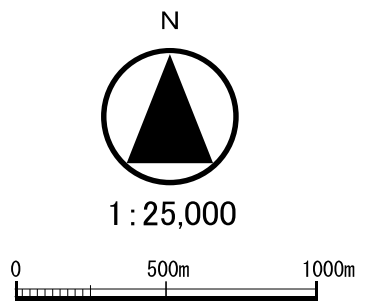
区分	総面積 (ha)	市街化区域 (ha)	市街化調整区域 (ha)
福岡都市計画区域	40,373	20,243	20,130
福岡市内	33,988	16,114	17,874
福岡市外	6,385	4,129	2,256

出典：「福岡市統計書（年報）平成22年（2010年）版」（平成23年3月、福岡市）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域



出典：「福岡都市計画総括図」（平成 23 年 4 月、福岡市）

図2.2-3 都市計画区域図

ウ. 主要な事業計画の状況

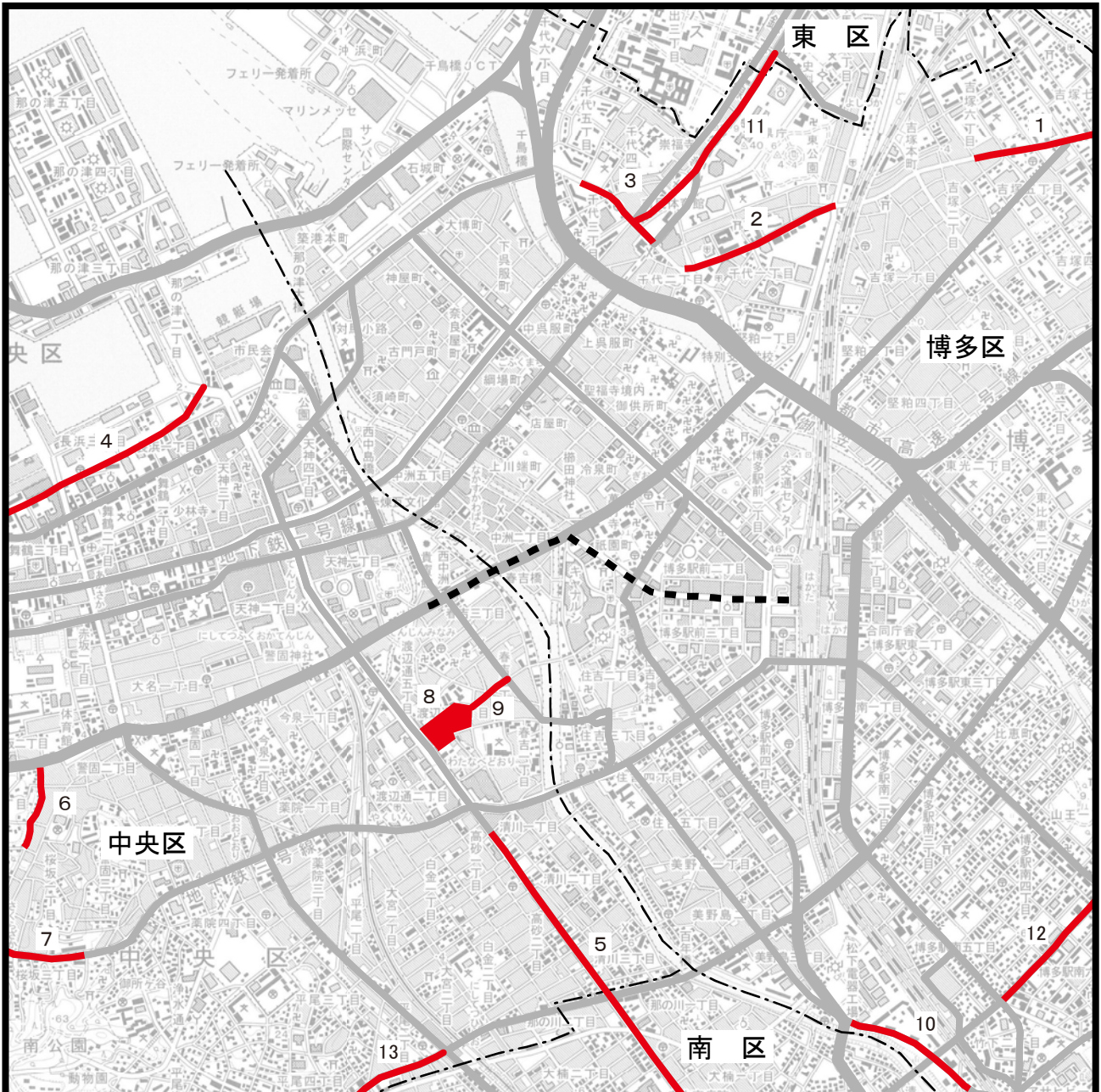
対象事業実施区域及びその周辺で行われている主要な事業計画の状況は、表 2.2-10 及び図 2.2-4 に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺では、平成 20～23 年度において、13 の事業が実施又は調査着手となっています。

表 2.2-10 周辺で行われている主要な事業（平成 20～23 年度）

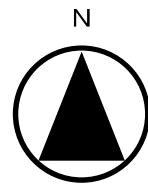
番号	事業名称	所在
1	都市計画道路千代粕屋線（堅田橋工区）	博多区吉塚外
2	都市計画道路千代粕屋線（千代工区）	博多区千代外
3	都市計画道路博多箱崎線外 1 線	博多区千代外
4	都市計画道路長浜臨港線	中央区長浜外
5	都市計画道路福岡筑紫野線	中央区清川外
6	都市計画道路桜坂桧原線外 1 線	中央区赤坂外
7	都市計画道路博多駅六本松線	中央区桜坂外
8	渡辺通駅北土地区画整理事業	中央区渡辺通
9	都市計画道路渡辺通春吉線	中央区春吉外
10	都市計画道路美野島塩原線	博多区美野島外
11	都市計画道路博多箱崎線	博多区千代外
12	市道上牟田清水 2 号線	博多区博多駅南外
13	県道桧原比恵線	中央区平尾外

出典：「福岡市道路整備アクションプラン2011」（平成20年12月、福岡市）

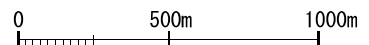


凡例

- 対象事業実施区域
- 主要な事業箇所



1 : 25,000



出典：「福岡市道路整備アクションプラン 2011」
(平成 20 年 10 月、福岡市)

図2.2-4 主要な事業の状況

エ. 河川、湖沼等及び地下水の利用状況

(7) 河川の利用

対象事業実施区域にある那珂川は、上流に番托・塩原取水場（南区塩原）があり水道水源となっています。

(イ) 地下水の利用

対象事業実施区域及びその周辺では、表 2.1-31 (p.44 参照) に示すとおり 3ヶ所で調査が行われており、家庭用雑用水として使用されています。

また、博多区及び中央区の温泉利用許可施設の状況は表 2.2-11 に示すとおりです。

表 2.2-11 温泉利用許可施設

温泉施設名称	飲用/浴用	所在地
アンリ南福岡 13階 浴場	浴用	福岡市博多区元町二丁目1番6号
アンリ南福岡 1階 プール	浴用	福岡市博多区元町二丁目1番6号
萃豊閣	浴用	福岡市博多区寿町三丁目4番8号
榎田神社	飲用	福岡市博多区上川端町12番
源泉かけ流し みなと温泉 波葉の湯	浴用	福岡市博多区築港本町13番1号
ルートイン博多駅前 博多温泉 旅人の湯	浴用	福岡市博多区博多駅前一丁目8番地
株式会社八百治博多ホテル	浴用	福岡市博多区博多駅前四丁目9
博多 由布院・武雄温泉 万葉の湯	浴用	福岡市博多区豊二丁目3番66号
博多 由布院・武雄温泉 万葉の湯	浴用	福岡市博多区豊二丁目3番66号
ドーミーイン博多祇園	浴用	福岡市博多区冷泉町1番12号
ホテル マリナ福岡	浴用	福岡市中央区港三丁目1番31号
チャペル・ココナッツ ホテルアンドリゾート	浴用	福岡市中央区港一丁目5番20号
福岡ベイホテル	浴用	福岡市中央区那の津四丁目4番11号
天然温泉 天神ゆの華	浴用	福岡市中央区長浜一丁目4番55号
天空の湯	浴用	福岡市中央区港一丁目6番6号
クィーンズロハス	浴用	福岡市中央区平尾四丁目13番12号
まいづるディサービス	浴用	福岡市中央区舞鶴一丁目6番1号

出典：福岡市資料

2.2.3 社会資本整備

(1) 交通の状況

ア. 交通量等の状況

対象事業実施区域及びその周辺における平成 17 年度の交通量の調査結果は表 2.2-12 に、調査地点は図 2.2-5 に示すとおりです。

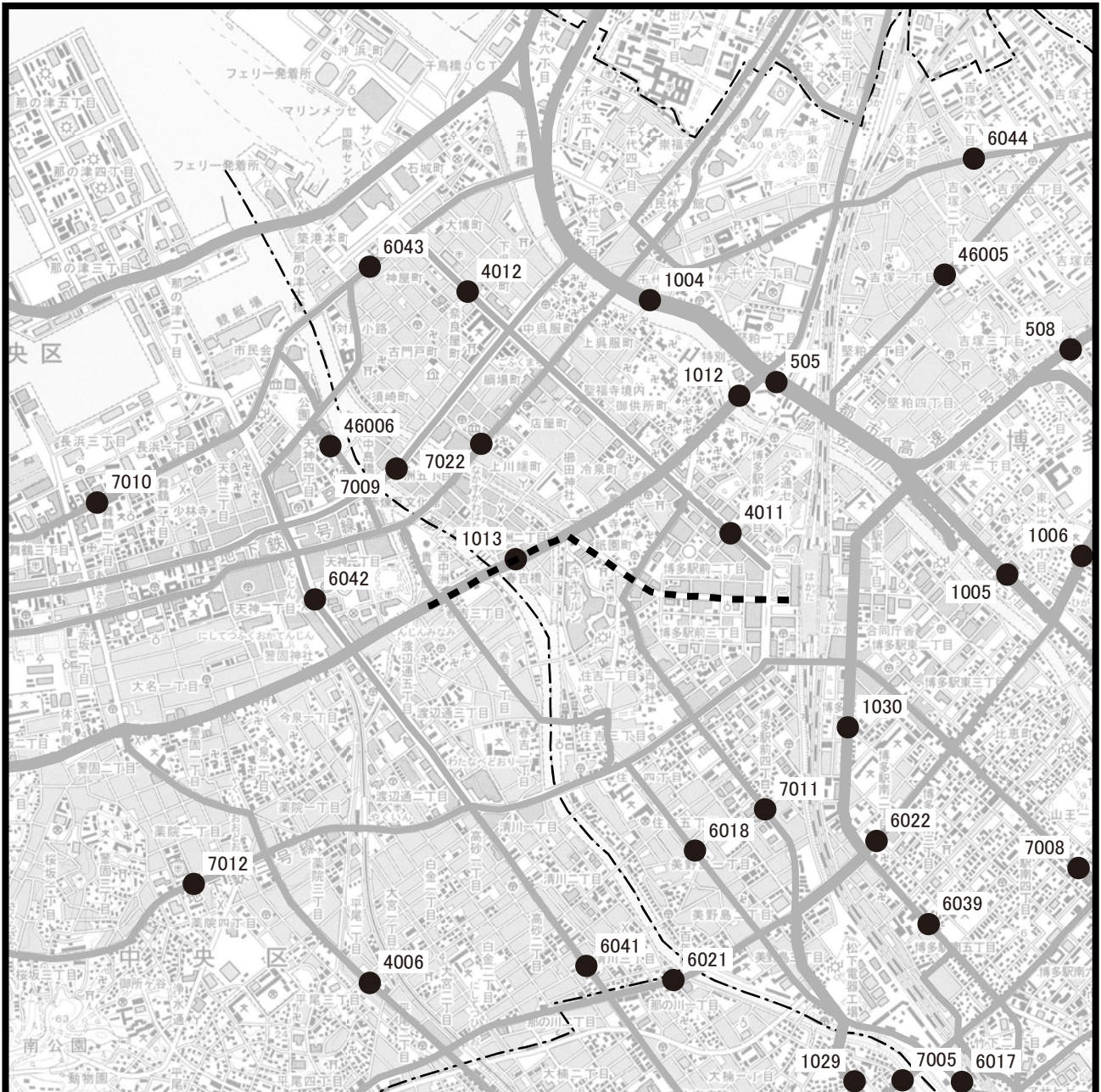
対象事業実施区域及びその周辺では、30 箇所で交通量が測定されており、一般道における平日 24 時間交通量が最も多い区間は「6043 後野福岡線」の 51,458 台/日になります。

表 2.2-12 主要な道路の交通量（平成 17 年度）

区間番号	路線番号	路線名	調査地点	自動車類交通量				平日昼夜率 (%)	12時間 混入率 大型車 (%)
				平日		休日			
				12時間	24時間	12時間	24時間		
				(台)	(台)	(台)	(台)		
505	2	福岡高速 2 号線	博多区堅粕 2	67,112	81,746	54,450	68,679	1.22	12.7
508	3	福岡高速 3 号線	博多区豊 1	5,184	6,506	4,725	5,992	1.26	15.3
1004	3	一般国道 3 号	博多区千代 2	33,419	49,126	26,752	39,860	1.47	13.7
1005	3	一般国道 3 号	博多区東比恵 1	25,214	37,065	18,481	27,537	1.47	14.5
1006	3	一般国道 3 号	博多区東比恵 2	29,536	43,418	23,650	35,239	1.47	7.7
1012	202	一般国道 202 号	博多区堅粕 1	23,163	32,197	16,375	22,598	1.39	7.0
1013	202	一般国道 202 号	博多区中洲 2	22,564	31,364	17,913	24,720	1.39	7.6
1029	385	一般国道 385 号	南区清水 1	21,803	30,306	15,848	21,078	1.39	6.4
1030	385	一般国道 385 号	博多区博多駅前 1	13,965	19,411	10,513	13,982	1.39	7.0
4006	31	福岡筑紫野線	中央区平尾 2	21,688	29,496	18,741	25,300	1.36	4.6
4011	43	博多停車場線	博多区博多駅前 2	31,114	48,538	24,418	38,092	1.56	17.3
4012	44	博多港線	博多区下呉服町	21,199	33,070	17,228	26,876	1.56	11.5
46005	552	馬出上南町線		5,305	7,215	4,737	6,348	1.36	7.7
6017	553	東光寺竹下春吉線	博多区美野島 4	6,085	8,276	2,639	3,483	1.36	18.4
6018	553	東光寺竹下春吉線	博多区美野島 2	3,559	4,840	3,097	4,086	1.36	4.3
46006	554	須崎天神線		5,305	7,215	4,737	6,348	1.36	7.7
6021	555	檜原比恵線	南区那の川 1	29,551	40,189	23,573	31,588	1.36	6.3
6022	555	檜原比恵線	博多区博多駅南 3	28,816	39,190	23,729	31,797	1.36	7.7
6039	575	山田中原福岡線	博多区博多駅南 5	14,323	19,479	7,632	10,069	1.36	11.2
6041	602	後野福岡線	中央区清川 3	24,205	32,919	22,256	29,823	1.36	7.2
6042	602	後野福岡線	中央区天神 1	31,060	42,242	28,935	38,773	1.36	16.5
6043	602	後野福岡線	博多区神屋町	37,837	51,458	32,191	43,136	1.36	14.5
6044	607	福岡篠栗線	博多区吉塚 6	21,282	28,944	14,387	19,279	1.36	13.1
7005	8039	上牟田清水線	南区清水 2	25,586	34,797	18,599	24,923	1.36	7.0
7008	8051	博多駅春日原 2 号線	博多区博多駅南 4	25,667	34,907	17,676	23,686	1.36	7.4
7009	8056	博多姪浜線	博多区中洲 5	35,753	48,624	25,905	34,713	1.36	12.7
7010	8058	千鳥橋唐人町線	中央区長浜 2	32,868	44,700	26,853	35,983	1.36	14.2
7011	8062	御供所井尻 3 号線	博多区住吉 5	15,670	21,311	12,579	16,856	1.36	7.0
7012	8063	博多駅草香江線	中央区薬院 2	23,225	31,586	20,349	27,268	1.36	6.8
7022	8187	千代今宿線	博多区綱場町	18,380	24,997	14,041	18,815	1.36	14.3

注) 休日データの斜体は、推計値を示している。

出典：「平成17年度 道路交通センサス」（平成18年7月、国土交通省）

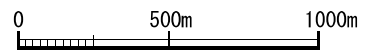


凡例

- 計画路線
- 交通量調査地点



1 : 25,000



出典：「平成17年度 道路交通センサス」（平成18年7月、国土交通省）

図2.2-5 主要な道路の交通量調査地点

イ. 鉄道の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な鉄道としては、地下鉄七隈線、地下鉄空港線、地下鉄箱崎線、西鉄天神大牟田線及び JR 鹿児島本線があります。

対象事業実施区域及びその周囲における各駅の乗車人員数は、表 2.2-13 に示すとおりです。

対象事業実施区域の始点である天神南駅、終点である博多駅は 1 日の利用者数が 1 万人を超えています。

表 2.2-13 (1) 駅別乗車人員数 (七隈線・空港線・箱崎線)

鉄道名	駅名	1日平均乗車人員数 (人/日)				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
七隈線	天神南	13,481	15,495	16,698	17,527	18,233
	渡辺通	1,406	1,704	1,852	1,937	2,003
	薬院	4,883	6,040	6,661	7,063	6,770
	薬院大通	1,485	1,815	1,898	1,998	2,059
空港線	東比恵	6,316	6,873	7,316	7,629	8,177
	博多	52,222	54,582	54,957	54,942	52,731
	祇園	5,050	5,243	5,496	5,611	5,528
	中洲川端	8,884	9,626	9,810	10,381	10,272
	天神	60,497	63,166	64,262	64,967	62,969
	赤坂	11,520	12,152	12,270	12,669	12,241
箱崎線	中洲川端	1,160	1,211	1,230	1,368	1,404
	呉服町	2,358	2,504	2,506	2,498	2,542
	千代県庁口	3,007	3,080	3,032	3,187	3,206

出典：「福岡市高速鉄道 事業概要」(平成22年7月、福岡市)

表 2.2-13 (2) 駅別乗車人員数 (西鉄天神大牟田線)

駅名	乗車人員数 (千人/年)				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
福岡(天神)	25,473	25,588	25,413	25,182	24,347
薬院	6,062	6,237	6,379	6,401	6,381
平尾	2,144	2,256	2,206	2,190	2,083

出典：「福岡市統計書(年報)平成22年(2010年)版」(平成23年3月、福岡市)

表 2.2-13 (3) 駅別乗車人員数 (JR 鹿児島本線)

駅名	1日平均乗車人員数 (人/日)				
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
吉塚	9,174	9,298	9,357	9,561	9,800
博多	97,530	97,988	99,019	98,653	98,353

出典：「ふくおかデータウェブ」(福岡県企画・地域振興部調査統計課ホームページ)

(2) 学校、病院、施設等の配置状況

ア. 学校

対象事業実施区域及びその周辺における学校施設の配置状況は表 2.2-14 及び図 2.2-6 に示すとおりです。

表 2.2-14 (1) 対象事業実施区域及びその周辺における施設一覧（学校：その1）

地点番号	種 別		施設名
1	幼稚園	市立	赤坂幼稚園
2	幼稚園	私立	山王幼稚園
3	幼稚園	私立	サルナート幼稚園
4	幼稚園	私立	奈良屋幼稚園
5	幼稚園	私立	吉塚ゆりの樹幼稚園
6	幼稚園	私立	玉水幼稚園
7	幼稚園	私立	春吉幼稚園
8	幼稚園	私立	しろがね幼稚園
9	幼稚園	私立	円龍幼稚園
10	幼稚園	私立	筑紫女学園大学短期大学部附属幼稚園
11	幼稚園	私立	けご幼稚園
12	幼稚園	私立	福岡雙葉小学校附属幼稚園
13	幼稚園	私立	わかば幼稚園
14	幼稚園	私立	カトリック聖クララ幼稚園
15	小学校	市立	馬出小学校
16	小学校	市立	住吉小学校
17	小学校	市立	堅粕小学校
18	小学校	市立	千代小学校
19	小学校	市立	吉塚小学校
20	小学校	市立	東住吉小学校
21	小学校	市立	春住小学校
22	小学校	市立	東光小学校
23	小学校	市立	東吉塚小学校
24	小学校	市立	美野島小学校
25	小学校	市立	博多小学校
26	小学校	市立	大名小学校
27	小学校	市立	警固小学校
28	小学校	市立	春吉小学校
29	小学校	市立	平尾小学校
30	小学校	市立	高宮小学校
31	小学校	市立	赤坂小学校
32	小学校	市立	舞鶴小学校
33	小学校	私立	福岡雙葉小学校

出典：「平成22年度 教育便覧」（福岡県ホームページ）
「22年度 私立幼稚園名簿」（福岡県ホームページ）
「福岡市立学校一覧」（福岡市ホームページ）

表 2.2-14 (2) 対象事業実施区域及びその周辺における施設一覧（学校：その2）

地点番号	種 別		施設名
34	中学校	市立	千代中学校
35	中学校	市立	東光中学校
36	中学校	市立	東住吉中学校
37	中学校	市立	吉塚中学校
38	中学校	市立	博多中学校
39	中学校	市立	警固中学校
40	中学校	私立	筑紫女学園中学校
41	中学校	私立	福岡雙葉中学校
42	中学校	私立	博多女子中学校
43	中学校	私立	沖学園中学校
44	中学校	私立	東福岡自彊館中学校
45	高等学校	県立	博多青松高等学校
46	高等学校	県立	福岡高等学校
47	高等学校	県立	福岡中央高等学校
48	高等学校	私立	筑紫女学園高等学校
49	高等学校	私立	福岡雙葉高等学校
50	高等学校	私立	精華女子高等学校
51	高等学校	私立	東福岡高等学校
52	高等学校	私立	博多女子高等学校
53	高等学校	私立	沖学園高等学校
54	大学	国立	九州大学 医学部
55	大学	私立	国際医療福祉大学 福岡看護学部
56	大学	私立	LEC 東京リーガルマインド大学
57	大学	国設	放送大学福岡学習センター
58	特別支援学校	市立	博多高等学園

出典：「平成22年度 教育便覧」（福岡県ホームページ）
「22年度 私立幼稚園名簿」（福岡県ホームページ）
「福岡市立学校一覧」（福岡市ホームページ）

イ. 病院

対象事業実施区域及びその周辺における病院施設の配置状況は表 2. 2-15 及び図 2. 2-6 に示すとおりです。

表 2. 2-15 対象事業実施区域及びその周辺における施設一覧（病院）

地点番号	施設名
1	けご病院
2	堤病院
3	秋本病院
4	福岡県済生会 福岡総合病院
5	溝口外科整形外科病院
6	医療法人社団 広仁会広瀬病院
7	医療法人 佐田厚生会佐田病院
8	国家公務員共済組合連合会 浜の町病院
9	及川病院
10	薬院ひ尿器科病院
11	福岡通信病院
12	井樋病院
13	福岡城南病院
14	吉塚林病院
15	福岡市民病院
16	石原内科循環器科病院
17	医療法人 敬仁会友愛病院
18	医療法人 博腎会博腎会病院
19	成田整形外科病院
20	医療法人 松井医仁会大島眼科病院
21	医療法人 誠十字病院
22	社会医療法人社団 至誠会木村病院
23	千鳥橋病院
24	古森病院
25	医療法人 原三信病院
26	林眼科病院
27	医療法人 小野病院
28	九州大学病院
29	福岡赤十字病院

出典：「福岡県病院名簿」（福岡県ホームページ）

ウ. 保健福祉施設

対象事業実施区域及びその周辺における保健福祉施設の配置状況は表 2.2-16 及び図 2.2-6 に示すとおりです。

表 2.2-16 対象事業実施区域及びその周辺における施設一覧（保健福祉）

地点番号	種別	施設名
1	保育所（園）	千代保育所
2	保育所（園）	松月保育園
3	保育所（園）	花ぞの保育園
4	保育所（園）	光應寺保育園
5	保育所（園）	ナーランダ保育園
6	保育所（園）	堅粕保育園
7	保育所（園）	吉塚カトリック保育園
8	保育所（園）	みなと保育園
9	保育所（園）	光薫寺保育園
10	保育所（園）	どろんこ保育園
11	保育所（園）	第2どろんこ夜間保育園
12	保育所（園）	福岡リズム保育園
13	保育所（園）	月のうさぎ保育園
14	保育所（園）	東住吉保育園
15	保育所（園）	清水保育園
16	保育所（園）	平尾保育園
17	保育所（園）	新星保育園
18	保育所（園）	中央保育園
19	保育所（園）	のぞみ保育園
20	保育所（園）	舞鶴保育園
21	保育所（園）	桜坂保育園
22	保育所（園）	ひかり保育園分園ひかりのこ保育園
23	老人ホーム等	花筏会 博多さくら園
24	老人ホーム等	シティ・ケアサービス シティケア博多
25	老人ホーム等	博明会 ビハーラ今泉
26	老人ホーム等	第一シルバーホーム百年橋
27	老人ホーム等	ネオステージ博多
28	老人ホーム等	グッドタイムホーム5・山王公園
29	老人ホーム等	あすか吉塚
30	老人ホーム等	アビタシオン浄水
31	老人ホーム等	フェリオ天神
32	老人ホーム等	オーベル平尾
33	老人ホーム等	グッドタイムホーム3・薬院
34	老人ホーム等	アシストリビング愛・あい
35	老人ホーム等	あっとほーむ平尾
36	老人ホーム等	グランガーデン福岡浄水
37	老人ホーム等	介護老人保健施設 光
38	老人ホーム等	介護老人保健施設 友愛苑

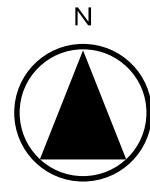
出典：「福岡県社会施設等名簿」（福岡県ホームページ）
「高齢者保健福祉施設一覧」（福岡市ホームページ）



凡例

- 対象事業実施区域
- 学校
- ▽ 病院
- ◇ 福祉施設

出典：「平成22年度 教育便覧」(福岡県ホームページ)
 「22年度 私立幼稚園名簿」(福岡県ホームページ)
 「福岡市立学校一覧」(福岡市ホームページ)
 「福岡県病院名簿」(福岡県ホームページ)
 「福岡県社会施設等名簿」(福岡県ホームページ)
 「高齢者保健福祉施設一覧」(福岡市ホームページ)



1 : 25,000

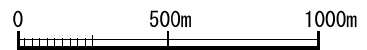


図2.2-6 対象事業実施区域及びその周囲における施設の位置図

(3) 下水道、廃棄物の処理の状況

ア. 下水道の整備状況

平成 18 年度から平成 20 年度の下水道の整備状況は、表 2.2-17 に示すとおりであり、福岡市内はほぼ 100%に近い普及率となっています。

表 2.2-17 下水道整備状況（平成 18～20 年度）

市町村名	平成 18 年度				平成 19 年度				平成 20 年度			
	行政人口 (千人)	整備面積 (ha)	処理人口 (千人)	普及率 (%)	行政人口 (千人)	整備面積 (ha)	処理人口 (千人)	普及率 (%)	行政人口 (千人)	整備面積 (ha)	処理人口 (千人)	普及率 (%)
	①		②	(②/①)	①		②	(②/①)	①		②	(②/①)
福岡市	1,363.8	16,590	1,356.0	99.4	1,375.3	16,596	1,367.8	99.5	1,384.8	16,599	1,377.5	99.5

出典：「ふくおかデータウェブ」（福岡県企画・地域振興部調査統計課ホームページ）

イ. 廃棄物の処理状況

(7) ごみ処理量

福岡市の平成19年度から平成21年度のごみ処理の状況は、表2.2-18に示すとおりです。

この3年間で処理総量は約8万トン/年、収集搬入総量は約7万トン/年減少しており、残渣量（埋立）や、焼却総量も減少しています。

表 2.2-18 ごみ処理量の状況（平成19～21年度）

年 度	処理総量 (t/年)	収集搬入総量 (t/年)	資源化総量 (t/年)	残渣量（埋立） (t/年)	焼却総量 (t/年)
平成19年度	855,067	765,185	21,143	135,880	698,044
平成20年度	804,960	719,815	18,604	119,029	667,327
平成21年度	775,171	695,139	18,447	117,827	638,897

出典：「ふくおかの環境・廃棄物データ集」（平成22年度版 福岡市）

(4) 区分別ごみの状況

福岡市の平成19年度から平成21年度のごみの収集搬入総量のごみ区分別の状況は、表2.2-19に示すとおりです。

一般廃棄物は、家庭系ごみ、事業系ごみは減少していますが、公共系ごみは少し増加しています。また、平成20年度から家庭系ごみが事業系ごみを上回っています。

表 2.2-19 収集搬入総量のごみ区分別処理量の状況（平成19～21年度）

年 度	総人口 (人)	一般廃棄物				産業 廃棄物 (自己搬入量) (t/年)	市外 搬入量 (t/年)
		家庭系 ごみ (t/年)	事業系 ごみ (t/年)	公共系 ごみ (t/年)	1日1人 あたりの 排出量 (g)		
平成19年度	1,426,724	302,765 (48.5%)	316,386 (50.6%)	5,419 (0.9%)	580	41,524	99,091
平成20年度	1,437,718	296,691 (51.0%)	279,475 (48.1%)	5,419 (0.9%)	565	42,116	96,114
平成21年度	1,450,838	293,493 (52.0%)	265,637 (47.0%)	5,463 (1.0%)	554	37,415	93,131

出典：「ふくおかの環境・廃棄物データ集」（平成22年度版 福岡市）

(4) 文化財の状況

ア. 指定文化財

対象事業実施区域及びその周辺における史跡、名勝、天然記念物、有形文化財（建造物）及び無形民俗文化財の指定状況は表 2.2-20 に、その位置は図 2.2-7 に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺には名勝の指定はありません。

表 2.2-20 史跡、名勝、天然記念物等の指定状況

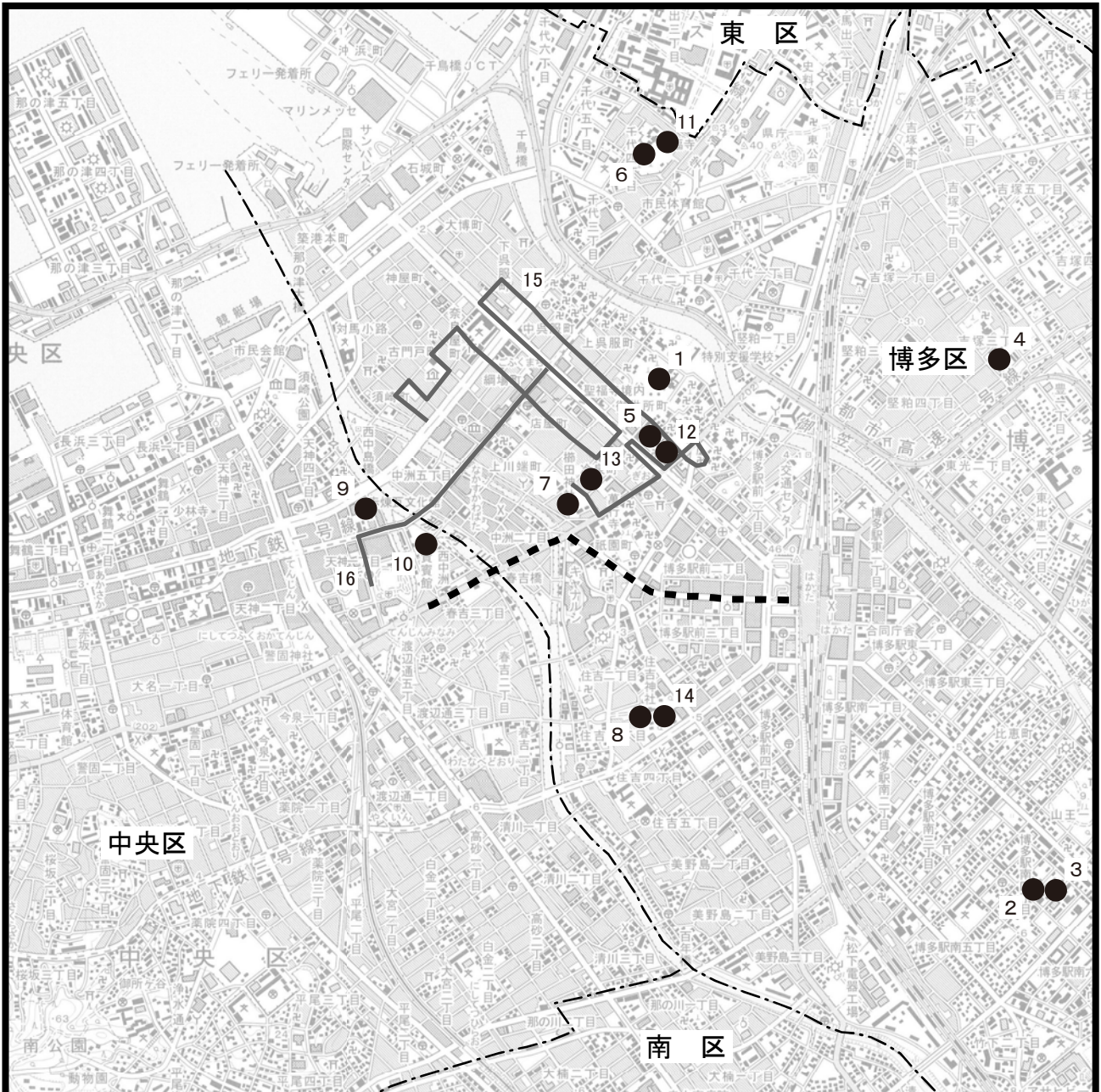
図中 番号	分野	指定 区分	名称	所在地（コース）
1	史跡	国	聖福寺境内	博多区御供所町 6-1
2			比恵遺跡	博多区博多駅南 5-71-14、72、87-2、88-2
3		県	比恵環溝住居遺跡	博多区博多駅南 4-5170-1 外
4		市	東光院境内	東区吉塚 3-20-37
5			福岡藩主黒田家墓所	博多区御供所町 2-4
6			福岡藩主黒田家墓所	博多区千代 4-390
7	天然記念物	県	櫛田の銀杏	博多区上川端町 1-41
8	有形文化財 (建造物)	国	住吉神社本殿	博多区住吉 3-1-51
9			旧 日本生命株式会社九州支店	中央区天神 1-15-30
10			旧 福岡県公会堂貴賓館	中央区西中洲 6-29
11		県	崇福寺唐門・崇福寺山門	博多区千代 4-7-79
12		市	東長寺六角堂	博多区御供所町 2-4
13			旧 三浦家住宅	博多区冷泉町 6-10
14			住吉神社能楽殿	博多区住吉 3-1-51
15	無形民俗 文化財	国	博多祇園山笠	追い山・追い山ならしのコース
16				集団山見せのコース

出典：「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成19年2月、福岡市）
「福岡・博多の観光案内サイト よかなびweb」

イ. 埋蔵文化財

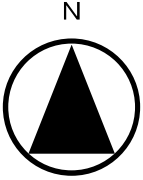
対象事業実施区域及びその周辺には、文化財保護法に指定された埋蔵文化財は存在していません。

なお、対象事業実施区域に、玄界灘に面する博多湾岸の砂丘上に位置する博多遺跡群が存在しています。

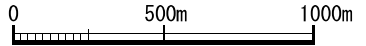


凡例

- 対象事業実施区域
- 指定文化財（史跡、天然記念物、有形文化財）
- 指定文化財（無形民族文化財）



1 : 25,000



出典：「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成19年2月、福岡市）
 「福岡・博多の観光案内サイト よかなび web」

図2.2-7 指定文化財の位置図

2.2.4 環境保全上の指定・規制の状況

(1) 環境保全を目的とする法令等により指定された地域及び基準の状況

ア. 環境基本法に基づく環境基準の状況

「環境基本法」(平成5年11月19日 法律第91号 最終改正 平成20年6月18日 法律第83号) 第16条第1項の規定に基づき、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として以下のとおり定めています。

(7) 大気の汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日 法律第91号 最終改正 平成20年6月18日 法律第83号) に基づく大気の汚染に係る環境基準は表2.2-21に示すとおりです。

なお、環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用されません。

表 2.2-21 大気の汚染に係る環境基準

- A 「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号 最終改正 平成8年10月25日 環告73)
- B 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環境庁告示第38号 最終改正 平成8年10月25日 環告74)
- C 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日 環境庁告示第4号 最終改正 平成13年4月20日 環告30)
- D 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日 環境省告示第33号)

物質	環境上の条件	根拠
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	A
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	B
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	C
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	D
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	

- 備考) 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
2. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により、生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
4. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

(4) 騒音に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日 法律第91号 最終改正 平成20年6月18日 法律第83号)に基づく騒音に係る環境基準は表2.2-22に、福岡県における騒音に係る環境基準の類型指定の状況は、表2.2-23及び図2.2-8に示すとおりです。

対象事業実施区域は幹線交通を担う道路に近接することから、環境基準は昼間70dB以下、夜間65dB以下となります。

表 2.2-22 騒音に係る環境基準

「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号 最終改正 平成17年5月26日 環告45)

地域の類型		時間の区分	
		昼 間 (6～22時)	夜 間 (22～6時)
道路に面する地域以外の地域	AA	50dB以下	40dB以下
	A及びB	55dB以下	45dB以下
	C	60dB以下	50dB以下

- 備考) 1. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 2. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 3. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 4. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
 5. 基準値は等価騒音レベルである。

地域の区分		時間の区分	
		昼 間 (6～22時)	夜 間 (22～6時)
道路に面する地域	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

- 備考) 1. 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
 2. 道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次表に掲げるとおりとする。
 3. 基準値は等価騒音レベルである。

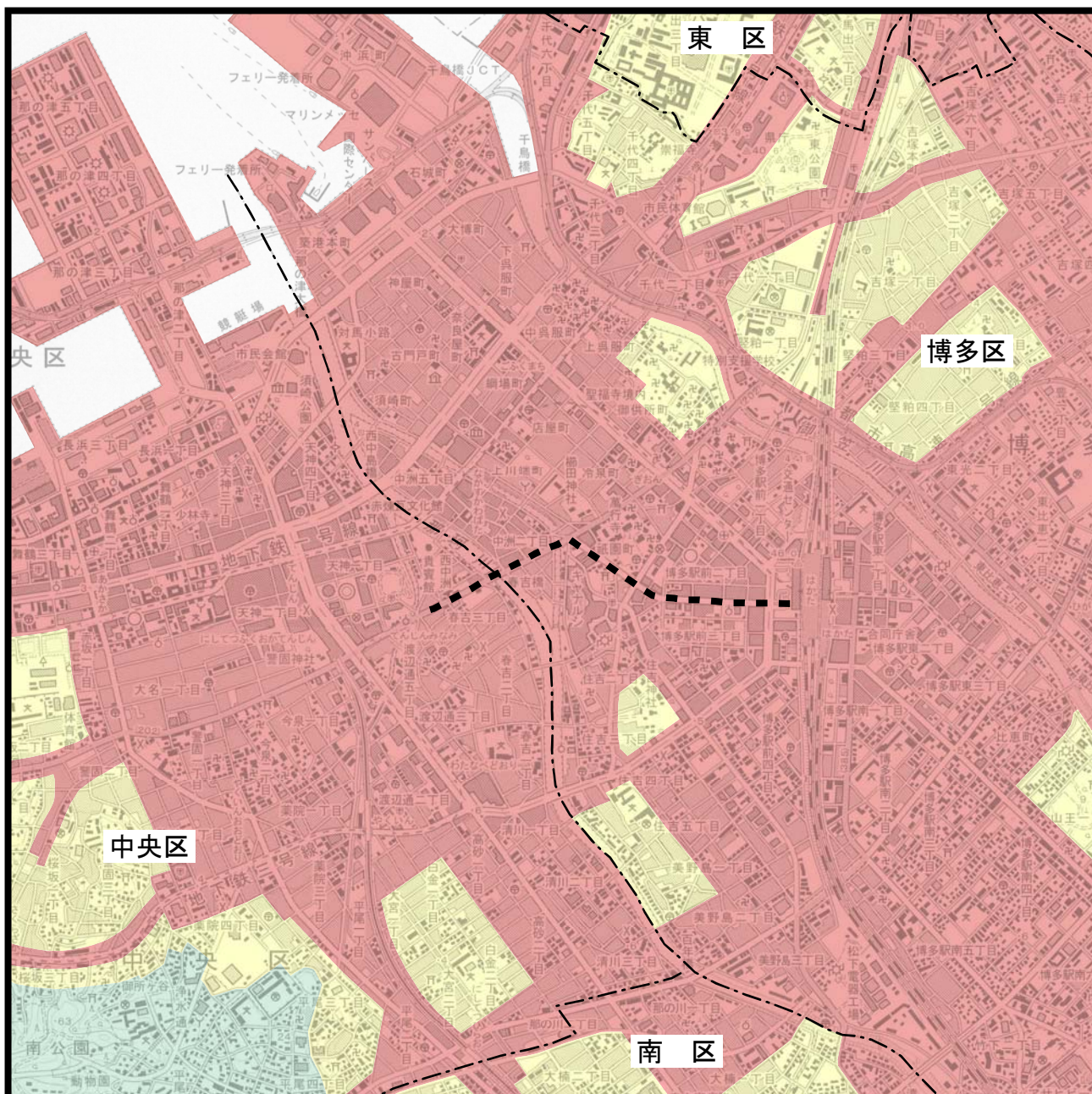
幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例	昼間 (6～22時)	夜間 (22～6時)
	70dB以下	65dB以下

- 備考) 1. 幹線交通を担う道路とは、高速道路、一般国道、県道、4車線以上の市道をいう。
 2. 個別の住居等においては、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が含まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間は45dB、夜間は40dB以下)によることができる。

表 2.2-23 地域類型のあてはめ

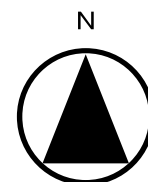
「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」(平成11年3月31日 福岡県告示第633号 最終改正 平成13年3月30日 福岡県告示第575号)

地域の類型	該当地域
AA	当該地域なし
A	騒音規制法の規定に基づき知事等が指定する地域(指定地域)のうち、知事等が定める時間及び区域の区分ごとの規制基準(規制基準)により第1種区域に区分された地域
B	指定地域のうち、規制基準により第2種区域に区分された地域
C	指定地域のうち、規制基準により第3種区域及び第4種区域に区分された地域
除 外	工業専用地域、臨港地区、福岡空港

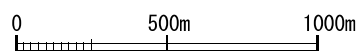


凡例

- 対象事業実施区域
- A 類型
- B 類型
- C 類型



1:25,000



出典：「騒音規制法及び振動規制法に係る指定地域図」
(平成 23 年 4 月、福岡市)

図 2.2-8 騒音に係る環境基準の類型指定の状況

(㊦) 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日 法律第91号 最終改正 平成20年6月18日 法律第83号)に基づく水質汚濁に係る環境基準について、すべての公共用水域に適用される「人の健康の保護に関する環境基準」は表 2.2-24 に、水域ごとに類型が指定されている「生活環境の保全に関する環境基準」は表 2.2-25 に、類型指定の状況は図 2.2-9 に示すとおりです。

対象事業実施区域にかかる那珂川は、C 類型に指定されています。

表 2.2-24 人の健康の保護に関する環境基準

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 最終改正 平成21年11月30日 環告78号)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
ひ素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオン濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

表 2.2-25 (1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く。））

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号
最終改正 平成 21 年 11 月 30 日 環告 78 号）

河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 利用目的の適用性の分類は以下による。

- 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度浄水操作を行うもの
- 3) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性の水産生物用及び水産 3 級の水産生物
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等の高度な浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない程度

河川（湖沼を除く。）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全 垂 鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場等として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場等として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下

注) 基準値は、年間平均値とする。

表 2.2-25 (2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号
最終改正 平成 21 年 11 月 30 日 環告 78 号）

海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全 及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下	検出され ないこと。
B	水産 2 級 工業用水 及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出され ないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

3. 利用目的の適用性の分類は以下による。

1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2) 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない程度

海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考) 1. 基準値は、年間平均値とする。

2. 水域タイプの指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

3. 利用目的の適用性の分類は以下による。

1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2) 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ安定して漁獲される

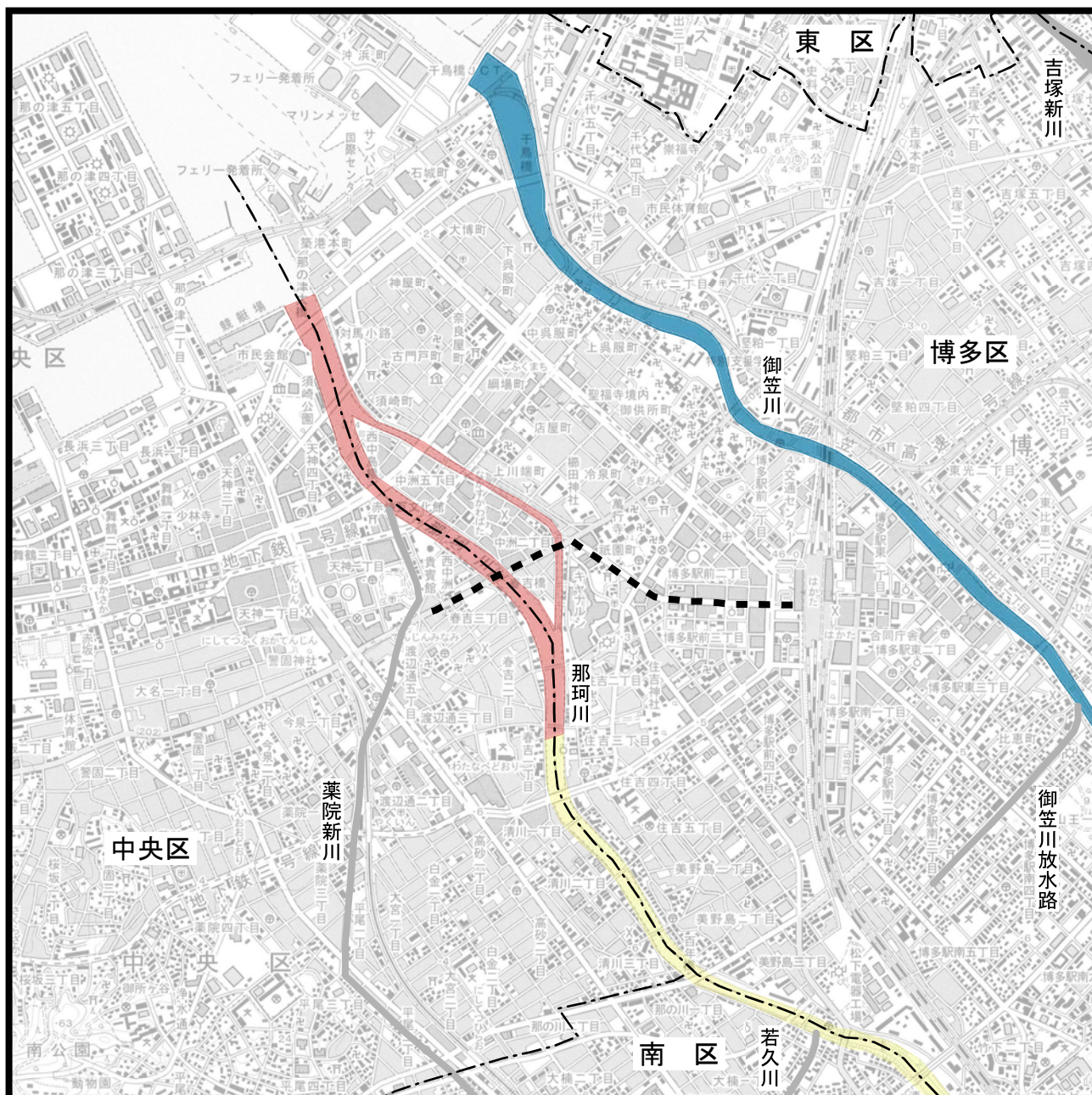
水産 2 種：一部の魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3) 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度

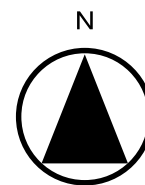
海域

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全 垂 鉛
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下
生物特 B	水生生物の生息する水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下

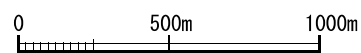


凡例

- 対象事業実施区域
- B 類型
- C 類型
- D 類型



1 : 25,000



出典：「福岡市水質測定結果報告書 平成 21 年度（2009 年度）版」
（福岡市、平成 23 年 2 月）

図 2.2-9 水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況

(I) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日 法律第91号 最終改正 平成20年6月18日 法律第83号)に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表2.2-26に示すとおりです。

表2.2-26 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日 環境庁告示第10号 最終改正 平成21年11月30日 環告79号)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

- 備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格43.1により測定された亜硝酸イオン濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(オ) 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日 法律第91号 最終改正 平成20年6月18日 法律第83号)に基づく土壌汚染(農用地も含む。)に係る環境基準は、表2.2-27に示すとおりです。

表2.2-27 土壌の汚染に係る環境基準

「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日 環境庁告示第46号 最終改正 平成22年6月16日 環告37号)

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1 kgにつき0.4 mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1 Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1 Lにつき0.05mg以下であること。
ひ素	検液1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1 kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1 Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1 kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1 Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1 Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1 Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1 Lにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1 Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1 Lにつき1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1 Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1 Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1 Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1 Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1 Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1 Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1 Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1 Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1 Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1 Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1 Lにつき1 mg以下であること。

- 備考) 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

(カ) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日 法律第105号 最終改正 平成22年5月19日 法律第34号) 第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚染、水底の底質汚染及び土壌汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、ダイオキシン類に係る環境基準が定められています。

ダイオキシン類に係る環境基準は、表 2.2-28 に示すとおりです。

表 2.2-28 ダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について（平成11年12月27日 環境庁告示第68号 最終改正 平成21年3月31日 環告11号）」

媒体	大気	水質	水底の底質	土壌
基準値	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	1pg-TEQ/L以下	150pg-TEQ/g以下	1,000pg-TEQ/g以下

- 備考) 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 2. 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
 3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

イ. 規制基準等の状況

(7) 大気の汚染に係る規制

「大気汚染防止法」（昭和43年6月10日 法律第97号 最終改正 平成23年5月2日 法律第37号）及び「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年6月3日 法律第70号 最終改正 平成23年5月2日 法律第37号）に基づき、規制が行われています。

a. 「大気汚染防止法」による自動車排出ガスに係る許容限度

「大気汚染防止法」（昭和43年6月10日 法律第97号 最終改正 平成23年5月2日 法律第37号）では、自動車排出ガスによる大気の汚染の限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全しています。

b. 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に関する特定地域

対象事業実施区域及びその周辺に「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年6月3日 法律第70号 最終改正 平成23年5月2日 法律第37号）第6条第1項に規定する窒素酸化物対策地域及び同法第8条第1項に規定する粒子状物質対策地域はありません。

(4) 騒音に係る規制

「騒音規制法」（昭和43年6月10日 法律第98号 最終改正 平成17年4月27日 法律第33号）により、騒音を防止する必要性がある地域内において規制が定められているとともに、道路交通騒音に係る要請限度が定められています。

a. 特定建設作業の規制基準

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準は表 2.2-29 に、区域の指定状況は図 2.2-10 に示すとおりです。

表 2.2-29 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」
 (昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示第 1 号
 最終改正 平成 18 年 9 月 29 日 環告 132 号)

No.	作業区分	騒音基準	作業禁止時間		延作業時間		連続作業限度時間		作業 休止日
			1号 区域	2号 区域	1号 区域	2号 区域	1号 区域	2号 区域	
1	くい打機、くい抜機又はくい 打くい抜機を使用する作業	85dB 以下	19時 から 翌日の 7時まで	22時 から 翌日の 6時まで	10時間	14時間	6日	日曜日 その他 の休日	
2	びょう打機を使用する作業								
3	さく岩機を使用する作業								
4	空気圧縮機を使用する作業								
5	コンクリートプラント又はア スファルトプラントを設けて 行う作業								
6	バックホウを使用する作業								
7	トラクターショベルを使用す る作業								
8	ブルドーザーを使用する作業								
適用除外項目			①②③④	①②	①②	①②③ ④⑤			

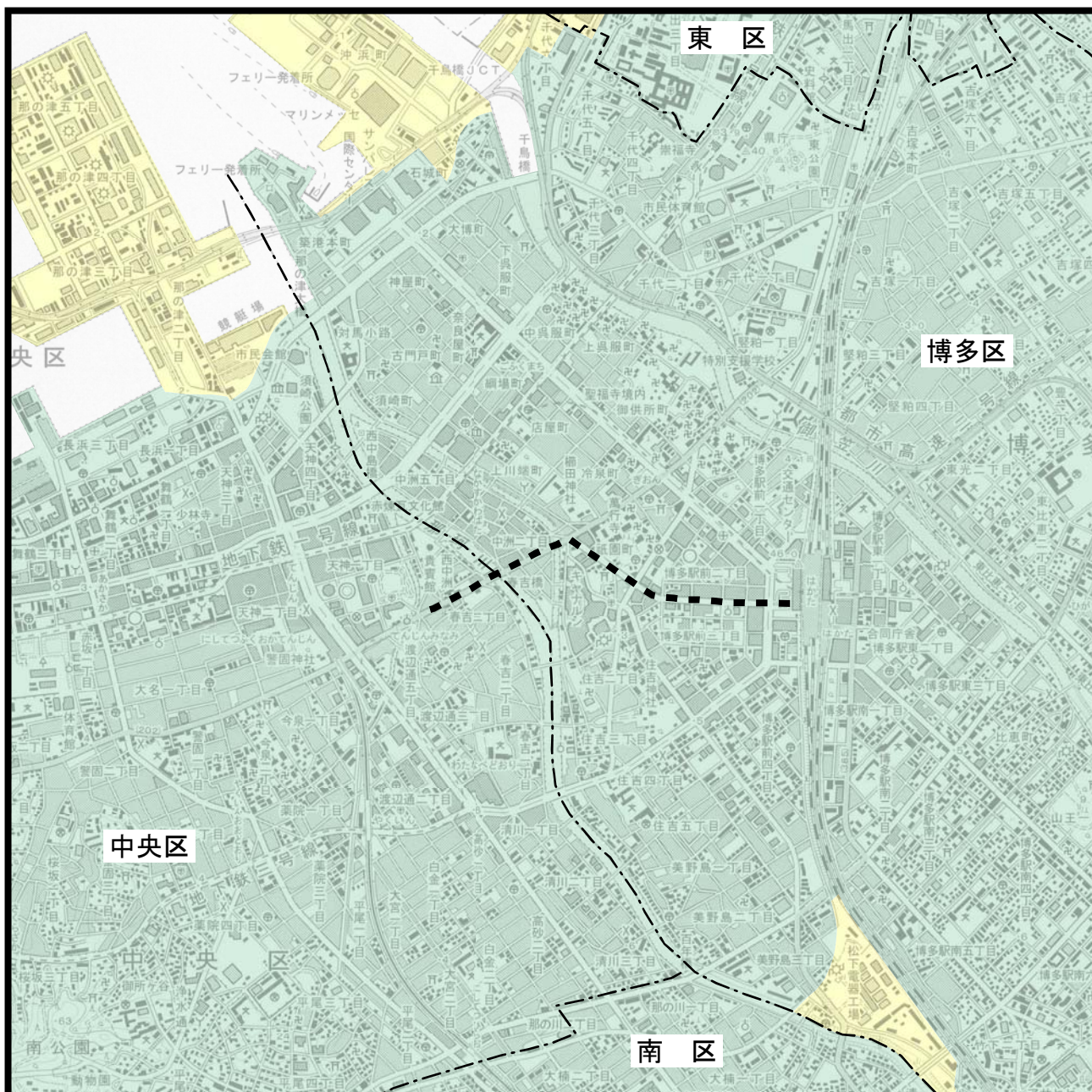
- ①災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- ②人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- ③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間（休日）において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- ④道路法の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間（休日）に行うべき旨の条件が付された場合及び同法の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間（休日）に行うべき旨の条件が付された場合及び同法の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合
- ⑤電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

○特定建設作業の区域の区分 (昭和 61 年 4 月 1 日 福岡市告示第 74 号
 最終改正 平成 22 年 1 月 25 日福岡市告示第 20 号)

区域の区分	指定地域
1号区域	指定地域のうち第1種、第2種、第3種区域の全域及び 第4種区域のうち学校等の敷地の周囲80m以内の区域
2号区域	指定地域のうち1号区域以外の区域

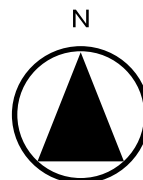
○指定地域（特定工場等） (平成 9 年 3 月 31 日 福岡市告示第 74 号
 最終改正 平成 22 年 1 月 25 日福岡市告示第 19 号)

区域の区分	用途地域等
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
第2種区域	主として、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、 近隣商業地域（容積率200%）、市街化調整区域、都市計画区域外
第3種区域	主として、近隣商業地域（容積率300%）、商業地域、準工業地域
第4種区域	主として、工業地域、工業専用地域
除外する区域	福岡空港



凡例

- 対象事業実施区域
- 1号区域
- 2号区域
 (ただし、学校等の周囲 80m 以内の区域は、1号区域)



1:25,000



出典：「騒音規制法及び振動規制法に係る指定地域図」
(平成 23 年 4 月、福岡市)

図2.2-10 騒音規制法に基づく特定建設作業の規制基準の区域指定の状況

b. 自動車騒音の要請限度

自動車騒音についての要請限度は表 2. 2-30 に、区域の指定状況は図 2. 2-11 に示すとおりです。

対象事業実施区域は商業地域であることから c 区域に区分されるため、要請限度は昼間 75dB、夜間 70dB となります。

表 2. 2-30 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

○自動車騒音に係る要請限度

(平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号)

最終改正 平成 12 年 12 月 15 日 総理府令第 150 号)

	区域の区分	時間の区分	
		昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

備考) 上表にあげる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75dB、夜間においては70dBとする。

a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(指定都市の長)が定めた区域をいう。

a 区域: 専ら住居の用に供される区域

b 区域: 主として住居の用に供される区域

c 区域: 相当数の住居と併せて、商業、工業等の用に供される区域

○自動車騒音の要請限度の区域の区分

(平成 12 年 3 月 30 日 福岡市告示第 86 号)

最終改正 平成 22 年 1 月 25 日 福岡市告示第 21 号)

区域の区分	指定地域
a 区域	第 1 種区域
b 区域	第 2 種区域
c 区域	第 3 種区域及び第 4 種区域

注) 指定地域の区域の区分は、表 2. 2-29 に示すとおりである。

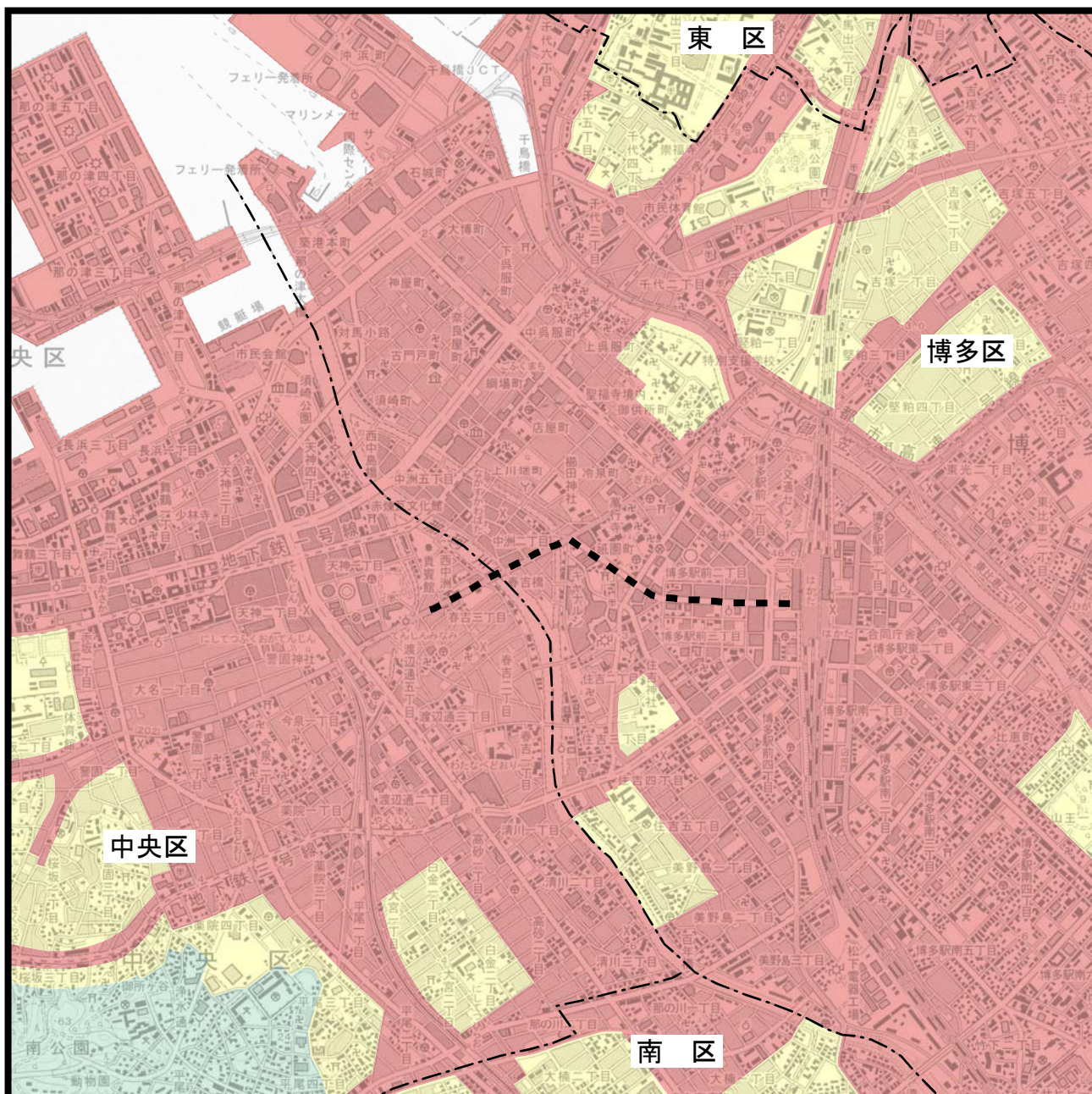
c. 在来線鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針

環境省では、在来鉄道の新設又は大規模改良(高架化、複線化等)に際して、生活環境を保全し、騒音問題が生じることを未然に防止する上で目標となる当面の指針を定めており、指針については、表 2. 2-31 に示すとおりです。

表 2. 2-31 在来線鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針

(平成 7 年 12 月 20 日 環大-第 174 号)

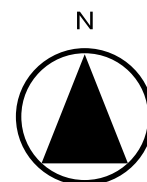
新 線	等価騒音レベル(LAeq)として、昼間(7時～22時)については、60dB(A)以下、夜間(22時～翌日7時)については、55dB(A)以下とする。なお、住居専用地域等住環境を保護すべき地域にあつては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。



凡例

- 対象事業実施区域
- a 区域
- b 区域
- c 区域

出典：「騒音規制法及び振動規制法に係る指定地域図」
(平成 23 年 4 月、福岡市)



1 : 25,000

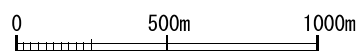


図2.2-11 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度の区域指定の状況

(ウ) 振動に係る規制

「振動規制法」(昭和51年6月10日 法律第64号 最終改正 平成16年6月9日 法律第94号)により、振動を防止する必要性がある地域内において規制が定められているとともに、道路交通振動に係る要請限度が定められています。

a. 特定建設作業の規制基準

特定建設作業に伴い発生する振動の規制基準は表 2.2-32 に、区域の指定状況は図 2.2-12 に示すとおりです。

表 2.2-32 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号 最終改正 平成19年4月20日 環境省令第11号)

No.	作業区分	振動基準	作業禁止時間		延作業時間		連続作業限度時間		作業休止日
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	75dB以下	19時から翌日の7時まで	22時から翌日の6時まで	10時間	14時間	6日	日曜日 その他の休日	
2	鋼球を使用する作業								
3	舗装版破砕機を使用する作業								
4	ブレーカーを使用する作業								
適用除外項目			①②③④	①②	①②	①②③④⑤			

- ①災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- ②人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- ③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間(休日)において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- ④道路法の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間(休日)に行うべき旨の条件が付された場合及び同法の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間(休日)に行うべき旨の条件が付された場合及び同法の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合
- ⑤電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

○特定建設作業の区域の区分 (平成9年3月31日 福岡市告示第78号 最終改正 平成22年1月25日 福岡市告示第23号)

区域の区分	指定地域
1号区域	指定地域のうち第1種区域及び第2種区域
2号区域	該当区域は福岡市内にはない

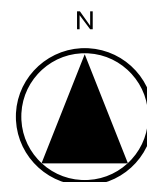
○指定地域(特定工場等) (平成9年3月31日 福岡市告示第77号 最終改正 平成22年1月25日 福岡市告示第22号)

区域の区分	用途地域等
第1種区域	主として、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(容積率200%)、市街化調整区域、都市計画区域外
第2種区域	主として、近隣商業地域(容積率300%)、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
除外する区域	福岡空港、工業専用地域及び臨港地区の一部



凡例

- 対象事業実施区域
- 1号区域



1:25,000



出典：「騒音規制法及び振動規制法に係る指定地域図」
(平成 23 年 4 月、福岡市)

図2.2-12 振動規制法に基づく特定建設作業の規制基準の区域指定の状況

b. 道路交通振動の要請限度

道路交通振動についての要請限度は表 2.2-33 に、区域の指定状況は図 2.2-13 に示すとおりです。

対象事業実施区域は商業地域であることから第 2 種区域に区分されるため、要請限度は昼間 70dB、夜間 65dB となります。

表 2.2-33 道路交通振動の要請限度

○道路交通振動の要請限度

(昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号)

最終改正 平成 19 年 4 月 20 日 環境省令第 11 号)

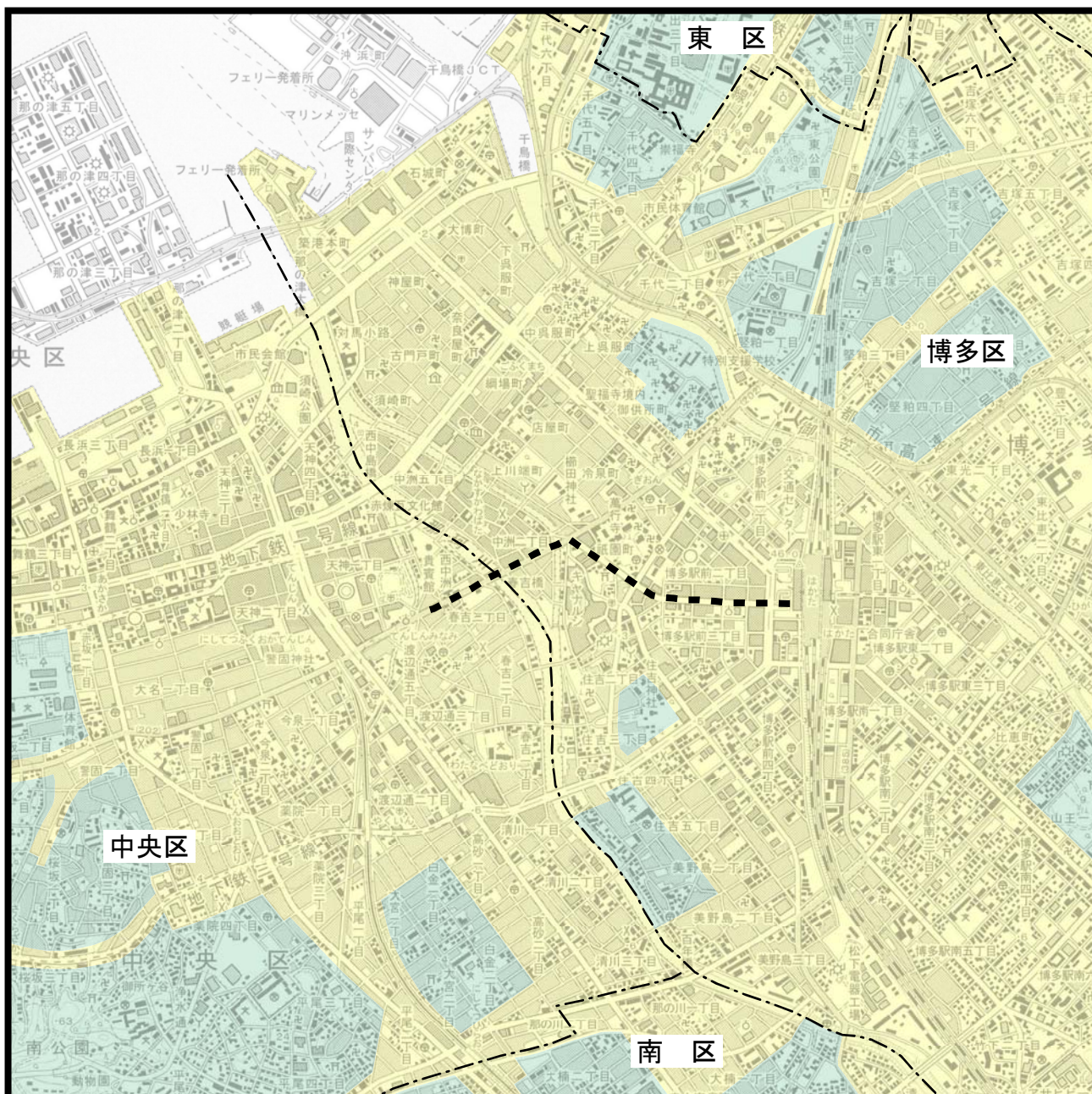
区域の区分	時間の区分	
	昼 間 (8 時～19 時)	夜 間 (19 時～翌日 8 時)
第 1 種区域	65dB	60dB
第 2 種区域	70dB	65dB

○道路交通振動の要請限度の区域の区分

(昭和 61 年 4 月 1 日 福岡市告示第 79 号)

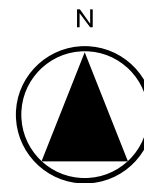
最終改正 平成 22 年 1 月 25 日 福岡市告示第 24 号)

区域の区分	用途地域等
第 1 種区域	主として、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域 (容積率 200%)、市街化調整区域、都市計画区域外
第 2 種区域	主として、近隣商業地域 (容積率 300%)、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
除外する区域	福岡空港、工業専用地域及び臨港地区の一部

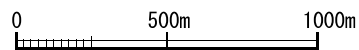


凡例

- 対象事業実施区域
- 第1種区域
- 第2種区域



1:25,000



出典：「騒音規制法及び振動規制法に係る指定地域図」
(平成23年4月、福岡市)

図2.2-13 振動規制法に基づく自動車振動の要請限度の区域指定の状況

(I) 悪臭に係る規制

「悪臭防止法」（昭和46年6月1日 法律第91号 最終改正 平成18年6月2日 法律第50号）により、規制地域内の工場及び事業場から排出される悪臭について規制基準が定められています。

また、特定悪臭物質の濃度を規制するだけでは不十分な場合もあることから、これを補完する目的で「福岡市悪臭対策指導要綱」を策定し、必要に応じて臭気指数による指導を行っており、福岡市は市内全域が規制地域に該当しています。

特定悪臭物質の物質濃度規制基準は表 2.2-34 に、臭気指数の指導基準は表 2.2-35 に示すとおりです。

表 2.2-34 特定悪臭物質の規制基準

「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（昭和48年5月31日 福岡市告示第82号 最終改正 平成8年1月4日 福岡市告示第4号）

	特定悪臭物質	規制基準	
1	アンモニア	1	ppm 以下
2	メチルメルカプタン	0.002	ppm 以下
3	硫化水素	0.02	ppm 以下
4	硫化メチル	0.01	ppm 以下
5	二硫化メチル	0.009	ppm 以下
6	トリメチルアミン	0.005	ppm 以下
7	アセトアルデヒド	0.05	ppm 以下
8	プロピオンアルデヒド	0.05	ppm 以下
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ppm 以下
10	イソブチルアルデヒド	0.02	ppm 以下
11	ノルマルバレールアルデヒド	0.009	ppm 以下
12	イソバレールアルデヒド	0.003	ppm 以下
13	イソブタノール	0.9	ppm 以下
14	酢酸エチル	3	ppm 以下
15	メチルイソブチルケトン	1	ppm 以下
16	トルエン	10	ppm 以下
17	スチレン	0.4	ppm 以下
18	キシレン	1	ppm 以下
19	プロピオン酸	0.03	ppm 以下
20	ノルマル酪酸	0.001	ppm 以下
21	ノルマル吉草酸	0.0009	ppm 以下
22	イソ吉草酸	0.001	ppm 以下

備考：規制値は、敷地境界の規制値を記載しています。排出口及び排出水の規制値は、この規制値及び流量や排出口高さなどをもとに算出します。

表 2.2-35 臭気指数の指導基準

区 分		指導基準（臭気指数）
敷地境界		10
排出口	排出口の高さ 5m 以上 15m 未満かつ排ガス量が 300Nm ³ /以上	25
	排出口の高さ 5m 以上 30m 未満	28
	排出口の高さ 30m 以上 50m 未満	30
	排出口の高さ 50m 以上	33

出典：「福岡市悪臭対策指導要綱」（平成7年6月、福岡市）

(オ) 水質汚濁に係る規制

「水質汚濁防止法」（昭和45年12月25日 法律第138号 最終改正 平成22年5月10日 法律第31号）第3条第1項により、表2.2-36及び表2.2-37に示す全国一律の排水基準が設定されています。

また、対象事業実施区域及びその周辺は、表2.2-38に示すとおり、「水質汚濁防止法」（昭和45年12月25日 法律第138号 最終改正 平成22年5月10日 法律第31号）第3条第3項の規定に基づく博多湾に流入する区域として、表2.2-39に示す上乘せ排水基準（那珂川、御笠川及びそれに流入する河川）が設定されています。

表2.2-36 排水基準（有害物質に係る排水基準）

「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日 総理府令第35号
最終改正 平成23年3月16日 環境省令第3号）

	有害物質の種類	許容限度
1	カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L
2	シアン化合物	1 mg/L
3	有機りん化合物 ※パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン 及びEPNに限る	1 mg/L
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/L
5	六価クロム化合物	0.5 mg/L
6	ひ素及びその化合物	0.1 mg/L
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
9	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003 mg/L
10	トリクロロエチレン	0.3 mg/L
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
12	ジクロロメタン	0.2 mg/L
13	四塩化炭素	0.02 mg/L
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
15	1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
20	チウラム	0.06 mg/L
21	シマジン	0.03 mg/L
22	チオベンカルブ	0.2 mg/L
23	ベンゼン	0.1 mg/L
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
25	ほう素及びその化合物（海域以外の公共用水域）	10 mg/L
26	ほう素及びその化合物（海域）	230 mg/L
27	ふっ素及びその化合物（海域以外の公共用水域）	8 mg/L
28	ふっ素及びその化合物（海域）	15 mg/L
29	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg

- 備考) 1. 「検出されないこと」とは、排水基準を定める総理府令第2条の規定に基づき、環境大臣が定める方法により排出水の汚泥状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
2. ひ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年 政令第363号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年 法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
3. セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、暫定基準が適用される業種等がある。

表 2.2-37 排水基準（生活環境に係る排水基準）

「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号）
最終改正 平成 23 年 3 月 16 日 環境省令第 3 号

	有害物質の種類	単 位	許容限度
1	水素イオン濃度（海域以外の公共用水域）		5.8～8.6
2	水素イオン濃度（海域）		5.0～9.0
3	生物化学的酸素要求量	mg/L	160（日間平均 120）
4	化学的酸素要求量	mg/L	160（日間平均 120）
5	浮遊物質量	mg/L	200（日間平均 150）
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	mg/L	5
7	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油類含有量）	mg/L	30
8	フェノール類含有量	mg/L	5
9	銅含有量	mg/L	3
10	亜鉛含有量	mg/L	2
11	溶解性鉄含有量	mg/L	10
12	溶解性マンガン含有量	mg/L	10
13	クロム含有量	mg/L	2
14	大腸菌群数	個/cm ³	日間平均 3,000
15	窒素含有量	mg/L	120（日間平均 60）
16	りん含有量	mg/L	16（日間平均 8）

- 備考）
- 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 - この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
 - 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
 - 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
 - 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域に排出される排水水に限って適用する。
 - 窒素含有量及びりん含有量についての排水基準は、下記に排出される排水水に限って適用する。
 - ①環境大臣の定める湖沼及びこれに流入する公共用水域

表 2.2-38 上乘せ排水基準の区域

「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」
（昭和 48 年 3 月 31 日 福岡県条例第 8 号）

区域の名称	範 囲
博多湾水域	福岡市東区大字勝馬 2115 番地先北端と同市西区大字西浦 2467 番地西浦崎北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域 (1) 那珂川、御笠川及び河口海域 (2) (1) を除く博多湾水域
筑前海水域	北九州市若松区妙見崎灯台から福岡県と佐賀県の境界線に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域（博多湾水域、遠賀川及びこれらに流入する公共用水域を除く。）

表 2.2-39 (1) 上乘せ排水基準 (博多湾水域)

「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和48年3月31日 福岡県条例第8号) 那珂川、御笠川及び河口海域(福岡市博多区沖浜町中央埠頭西端、同市中央区那の津5丁目須崎埠頭北端及び同市博多区築港本町博多埠頭西端を上記の順に結んだ直線並びに同市博多区築港本町博多埠頭西端から同市博多区沖浜町中央埠頭西端に至る海岸線によって囲まれた海域に限る。)並びにこれらに流入する公共用水域に排水を排出する特定事業場

			項目及び物質並びにその許容限度											
			生物化学的 酸素要求量 (mg/L)		化学的酸素 要求量 (mg/L)		浮遊物質 量 (mg/L)		ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg/L)		フェノール 類含有量 (mg/L)			
			日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	動植物 油脂類	鉱油油				
1 那珂川、御笠川及び河口海域	下水道整備地域に 所在するもの	全業種	20	30	20	30	70	100						
		畜産食料品製造業 水産食料品製造業 小麦粉製造業 パン製造業 菓子製造業 飲料製造業 ぶどう糖製造業 水あめ製造業 繊維製品製造業 と畜業	60	80			80	100	15					
	既設事業場	下水道整備地域以外の地域に所在するもの	砂糖製造業	60	80	60	80	80	100					
			パルプ製造業及び 紙製造業	60	80			70	100					
			写真現像業	60	80	60	80							
			し尿処 理施設	30	45			90	120					
			追加指定施設	90	120			120	150					
			下水道終末処理施設	20	30			70	100					
			合成樹脂製造業									1		
			その他の施設	90	120			120	150					
			新規事業場	下水道整備地域以外の地域に所在するもの	し尿処理施設	30	45			90	120			
					追加指定施設	90	120			120	150			
	その他の施設	20			30	20	30	70	100	20		1		
	2 1を除く博多湾水域	下水道整備地域に 所在するもの	全業種	20	30	20	30	70	100					
			畜産食料品製造業 水産食料品製造業 飲料製造業	90	120	90	120	120	150	20				
既設事業場		下水道整備地域以外の地域に所在するもの	セメント製品製造業					50	70					
			と畜業	60	80	60	80	70	100					
			し尿 処理 施設	処理対象人員 2,001人以上	30	45			70	100				
				処理対象人員 2,000人以下	60	80			90	120				
				その他のし尿 処理施設	30	45			70	100				
			下水道終末処理施設	20	30			70	100					
			その他の施設	90	120	90	120	120	150					
			し尿処理施設	30	45			70	100					
			下水道終末処理施設	20	30			70	100					
			追加指定施設	90	120	90	120	120	150					
新規事業場		下水道整備地域以外の地域に所在するもの	排水量 2,000m ³ /日以上	20	30	20	30	25	30	2	2	1		
			排水量 500~2,000m ³ /日	40	50	40	50	50	70	10	2	1		
			排水量が 500m ³ /日未満	60	80	60	80	70	100	15	2	1		

表 2.2-39 (2) 上乗せ排水基準 (博多湾水域)

別表第1 備考

この表に掲げる区域は、昭和 63 年 12 月 1 日における行政区画によって表示されたものとする。

別表第2 備考

- 2 「特定施設」とは法第 2 条第 2 項に規定する特定施設又は指定地域特定施設をいい、「特定事業場」とは特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 4 1 の項において「追加指定施設」とは、次に掲げる特定施設をいう。
 - (2) 施行令別表第 1 第 66 号の 2 及び第 71 号の 2 に掲げる施設であつて、昭和 49 年 12 月 1 日以前に設置し、又は設置の工事に着手したもの
 - (3) 施行令別表第 1 第 64 号の 2 及び第 69 号の 2 に掲げる施設であつて、昭和 51 年 6 月 1 日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの
 - (4) 施行令別表第 1 第 68 号の 2 及び第 71 号の 3 に掲げる施設であつて、昭和 54 年 5 月 10 日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの
 - (5) 施行令別表第 1 第 18 号の 2、第 18 号の 3、第 21 号の 2 から第 21 号の 4 まで、第 23 号の 2、第 51 号の 2、第 51 号の 3、第 63 号の 2、第 70 号の 2 及び第 71 号の 4 に掲げる施設であつて、昭和 57 年 1 月 1 日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの
 - (6) 施行令別表第 1 第 69 号の 3 に掲げる施設であつて、昭和 57 年 7 月 1 日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの
 - (7) 施行令別表第 1 第 66 号の 3 から第 66 号の 7 までに掲げる施設であつて、昭和 63 年 10 月 1 日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの
 - (8) 施行令別表第 1 第 71 号の 5 及び第 71 号の 6 に掲げる施設であつて、平成 3 年 10 月 1 日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの
 - (9) 施行令別表第 1 第 63 号の 3 に掲げる施設であつて、平成 13 年 7 月 1 日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの
- 11 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 12 この表に掲げる上乗せ排水基準は、1 日の通常の排出水の量が 50m³ 以上である特定事業場に係る排出水について適用する
- 13 生物化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排出水及びし尿処理施設、指定地域特定施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は、海域に排出される排出水（し尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水を除く。）に限って適用する。
- 14 「下水道整備地域」とは、下水道法第 2 条第 8 号に規定する処理区域をいう。
- 15 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準の適用については、次のとおりとする。
 - (1) 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準は、一の特定事業場がそれ以外の地域に所在するとした場合における上乗せ排水基準に比べ、厳しい場合に限って適用する。
 - (2) 下水道整備地域に所在していなかった特定事業場が下水道整備地域に所在することとなった場合においては、当該地域につき終末処理場による下水の処理が開始された後 1 年を経過した日から適用する。
- 17 施行令別表第 1 第 72 号のし尿処理施設のみを設置する特定事業場にあつては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
- 19 一の特定事業場が二以上の業種（施設）に該当する場合における上乗せ排水基準の適用は、次のとおりとする。
 - (1) 施行令別表第 1 第 66 号の 2、第 66 号の 5 から第 66 号の 7 まで、第 68 号の 2 又は第 71 号の 2 に掲げる施設を設置する特定事業場（製造業に係る特定事業場を除く。）が施行令別表第 1 第 72 号に掲げるし尿処理施設を設置する場合又は平成 3 年 8 月 1 日以降に指定地域特定施設を設置する場合にあつては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
 - (2) (1) 以外の特定事業場にあつては、当該事業場の主たる業種（製造業に係る特定事業場にあつては工業出荷額の数値が最大のものをいう。）に係る特定施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。ただし、既設事業場において、既設事業場に係る施設以外の施設が特定施設として設置され、又は追加指定施設となつた場合においては、既設事業場に係る上乗せ排水基準を適用する。

(カ) 土壌の汚染に係る規制

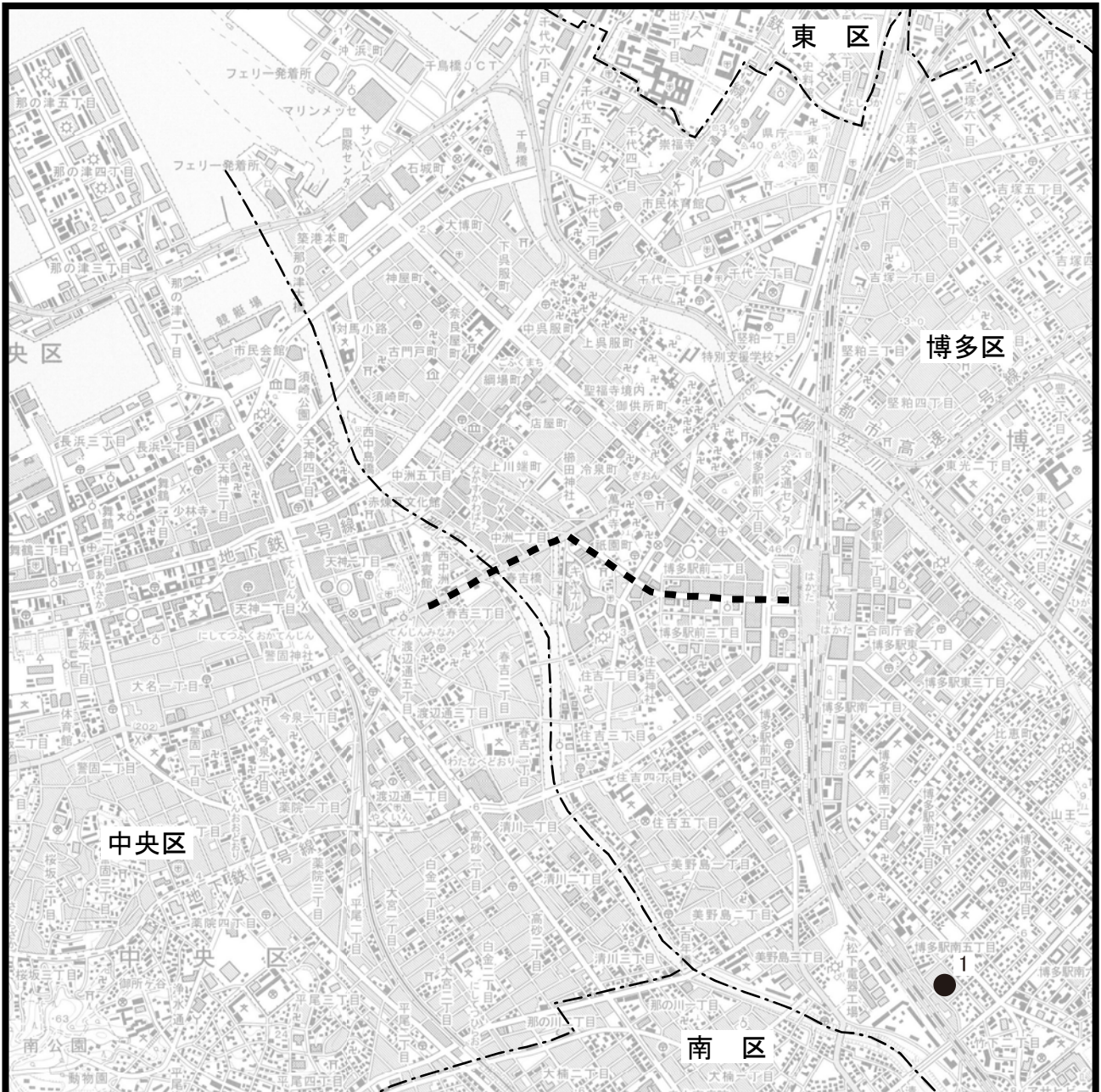
「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日 法律第 53 号 最終改正 平成 22 年 4 月 1 日 法律第 23 号）第 6 条第 1 項及び第 11 条第 1 項により、土壌汚染状況調査の結果、土壌の特定有害物質による汚染状態が指定基準に適合しない時は、健康被害のおそれの有無により要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定し、公示することとしています。

対象事業実施区域及びその周辺における形質変更時要届出区域の指定状況は、表 2.2-40 及び図 2.2-14 に示すとおりです。なお、要措置区域の指定はありません。

表 2.2-40 形質変更時要届出区域の指定状況

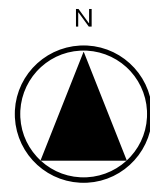
図中 番号	整理 番号	指定 年月日	指定 番号	所在地	区域の 面積	基準に適合していない 特定有害物質の種類
1	整-16-1	H17.3.14	形-1号	博多区博多駅南 5-83-2	264.46m ²	六価クロム化合物

出典：「福岡市の環境」（福岡市ホームページ）

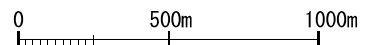


凡 例

- 対象事業実施区域
- 形質変更時要届出区域



1 : 25,000



出典：「福岡市の環境」（福岡市ホームページ）

図2.2-14 形質変更時要届出区域

ウ. その他の環境に関する法令に基づく地域地区の指定状況

(7) 指定された地域等の存在するもの

a. 「都市公園法」の規定により指定された都市公園

対象事業実施区域及びその周辺における「都市公園法」（昭和31年4月20日 法律第79号 最終改正 平成16年6月18日 法律第109号）に基づく都市公園（特殊公園、広域公園、運動公園、総合公園）の状況は、表2.2-41及び図2.2-15に示すとおりです。

なお、対象事業実施区域は当該指定地域から離れており、当該指定はありません。

表 2.2-41 都市公園の概況

種 別	公 園 名	面 積 (ha)
総合公園	東 公 園	7.0
総合公園	南 公 園	31.5

b. 「都市公園法」の規定により指定された都市緑地

対象事業実施区域及びその周辺における「都市公園法」（昭和31年4月20日 法律第79号 最終改正 平成16年6月18日 法律第109号）に基づく都市緑地の状況は、表2.2-42及び図2.2-16に示すとおりです。

なお、対象事業実施区域は当該指定地域から離れており、当該指定はありません。

表 2.2-42 都市緑地の概況

図中番号	名 称
1	第9号千代北緑地
2	第4号須崎緑地
3	第20号住吉緑地
4	第25号赤坂緑地
5	第21号桜坂緑地

c. 「都市緑地法」の規定により指定された特別緑地保全地区

対象事業実施区域及びその周辺における「都市緑地法」（昭和48年9月1日 法律第72号 最終改正 平成20年5月23日 法律第40号）に基づく特別緑地保全地区の状況は、表2.2-43及び図2.2-17に示すとおりです。

なお、対象事業実施区域は当該指定地域から離れており、当該指定はありません。

表2.2-43 特別緑地保全地区の概況

図中番号	地区名	面積 (ha)
1	住吉特別緑地保全地区	2.8
2	平尾東特別緑地保全地区	0.4
3	赤坂特別緑地保全地区	1.6
4	御供所特別緑地保全地区	6.0
5	浄水特別緑地保全地区	0.6
6	上川端特別緑地保全地区	0.8
7	博多駅前特別緑地保全地区	1.2
8	天神特別緑地保全地区	0.6
9	山王特別緑地保全地区	0.4

d. 「福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例」の規定により指定された緑地保全林地区

対象事業実施区域及びその周辺における「福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例」（昭和49年4月1日 福岡市条例第32号 最終改正 平成17年3月31日 福岡市条例第57号）に基づく緑地保全林地区の状況は、表2.2-44及び図2.2-18に示すとおりです。

なお、対象事業実施区域は当該指定地域から離れており、当該指定はありません。

表2.2-44 緑地保全林地区の概況

地区名	面積 (ha)
大宮緑地保全林地区	0.10
警固緑地保全林地区	0.15

e. 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の規定により指定された鳥獣保護区等の地域

対象事業実施区域及びその周辺における「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成14年7月12日 法律第88号 最終改正 平成19年12月21日 法律第134号）に基づく鳥獣保護区等の状況は、表2.2-45及び図2.2-19に示すとおりです。

なお、対象事業実施区域は当該指定地域から離れており、当該指定はありません。

表2.2-45 鳥獣保護区等の概況

名称	期限	面積	指定区分	所在地
福岡市鳥獣保護区	H28.11.14	約26,454ha	福岡県	福岡市・糟屋郡新宮町 ・糟屋郡久山町

出典：「福岡県鳥獣保護区等位置図」（平成22年10月 福岡県）

f. 「都市計画法」の規定により指定された風致地区

対象事業実施区域及びその周辺における「都市計画法」（昭和43年6月15日法律第100号 最終改正 平成23年5月2日 法律第37号）に基づく風致地区の状況は、表2.2-46及び図2.2-20に示すとおりです。

なお、対象事業実施区域は当該指定地域から離れており、当該指定はありません。

表 2.2-46 風致地区の概況

図中番号	地区名	面積 (ha)
1	東公園風致地区	7.9
2	桜坂風致地区	19.4
3	福岡城址風致地区	107.2
4	住吉宮風致地区	2.6
5	南公園風致地区	86.8
6	警固風致地区	14.3

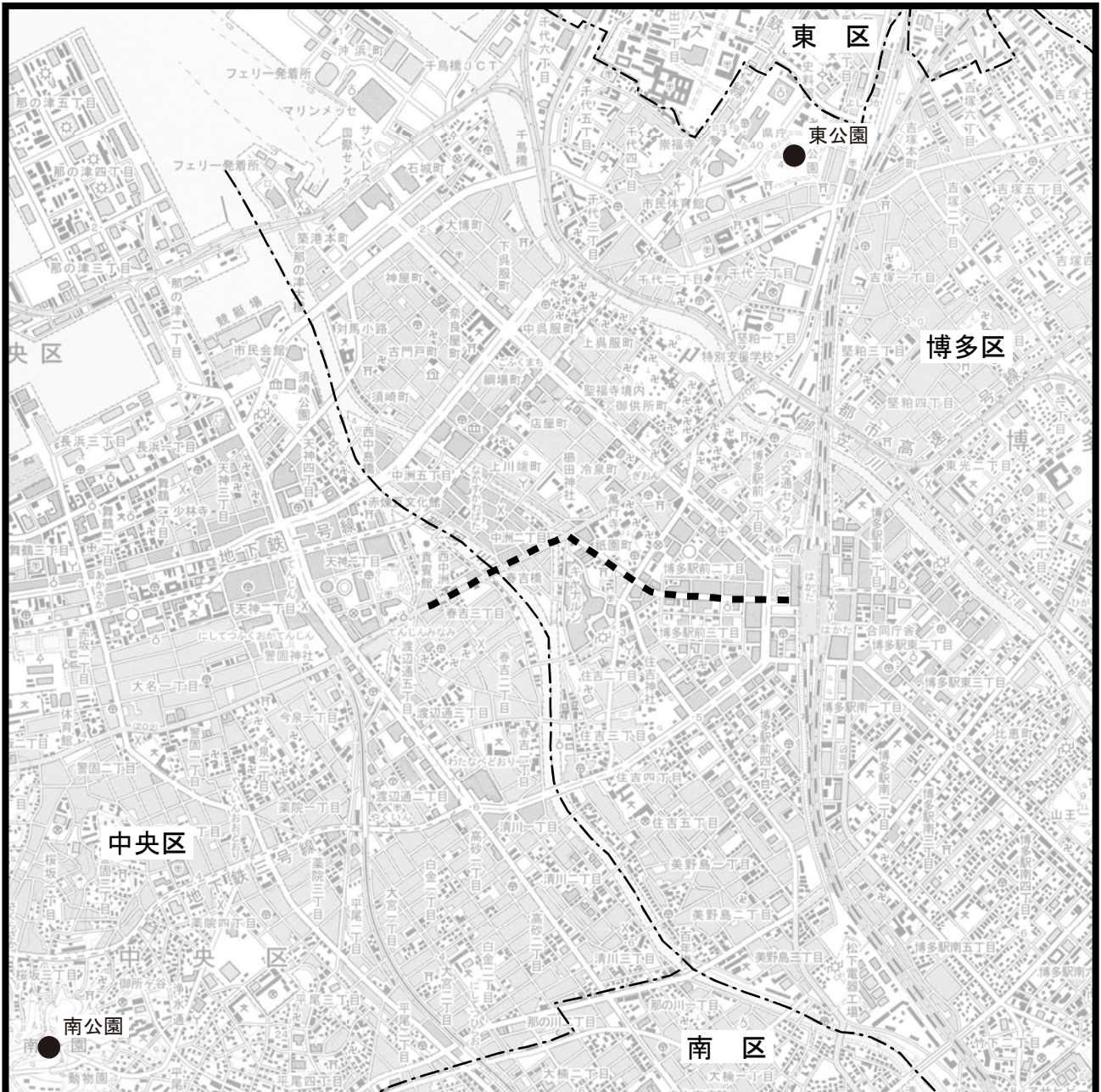
g. 「福岡市都市景観条例」の規定により指定された都市景観形成地区

対象事業実施区域及びその周辺における「福岡市都市景観条例」（昭和62年3月9日福岡市条例第28号 最終改正 平成17年3月31日福岡市条例第99号）に基づく都市景観形成地区の状況は、表2.2-47及び図2.2-21に示すとおりです。

なお、対象事業実施区域は当該指定地域から離れており、当該指定はありません。

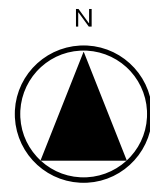
表 2.2-47 都市景観形成地区の概況

地区名	面積 (ha)
御供所地区都市景観形成地区	28.0
天神（明治通り・渡辺通り）地区都市景観形成地区	15.7

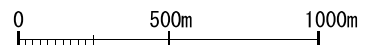


凡例

- 対象事業実施区域
- 都市公園

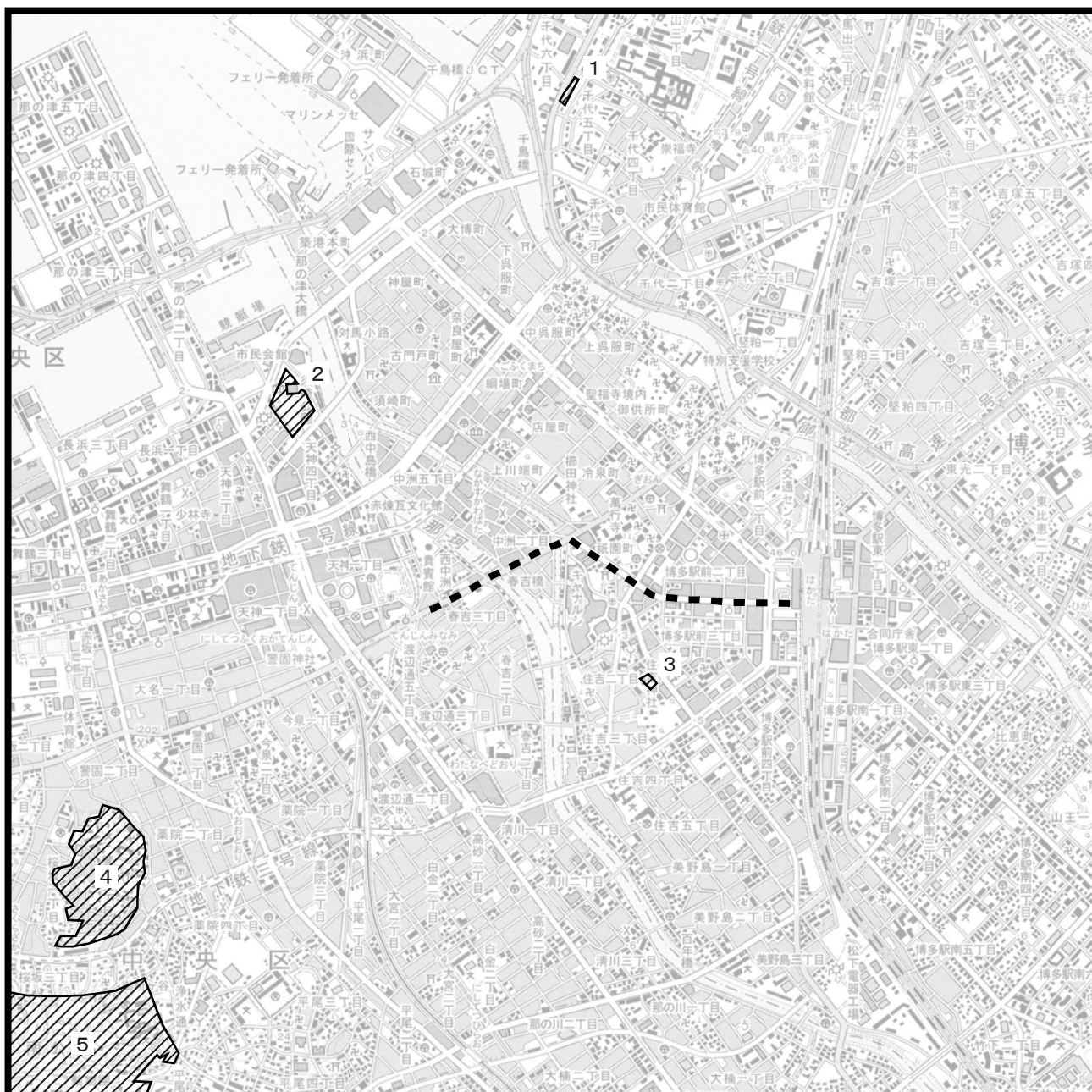


1 : 25,000



出典：「福岡都市計画総括図」（平成 23 年 4 月 福岡市）

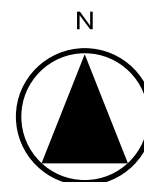
図2.2-15 都市公園の位置図



凡例

----- 対象事業実施区域

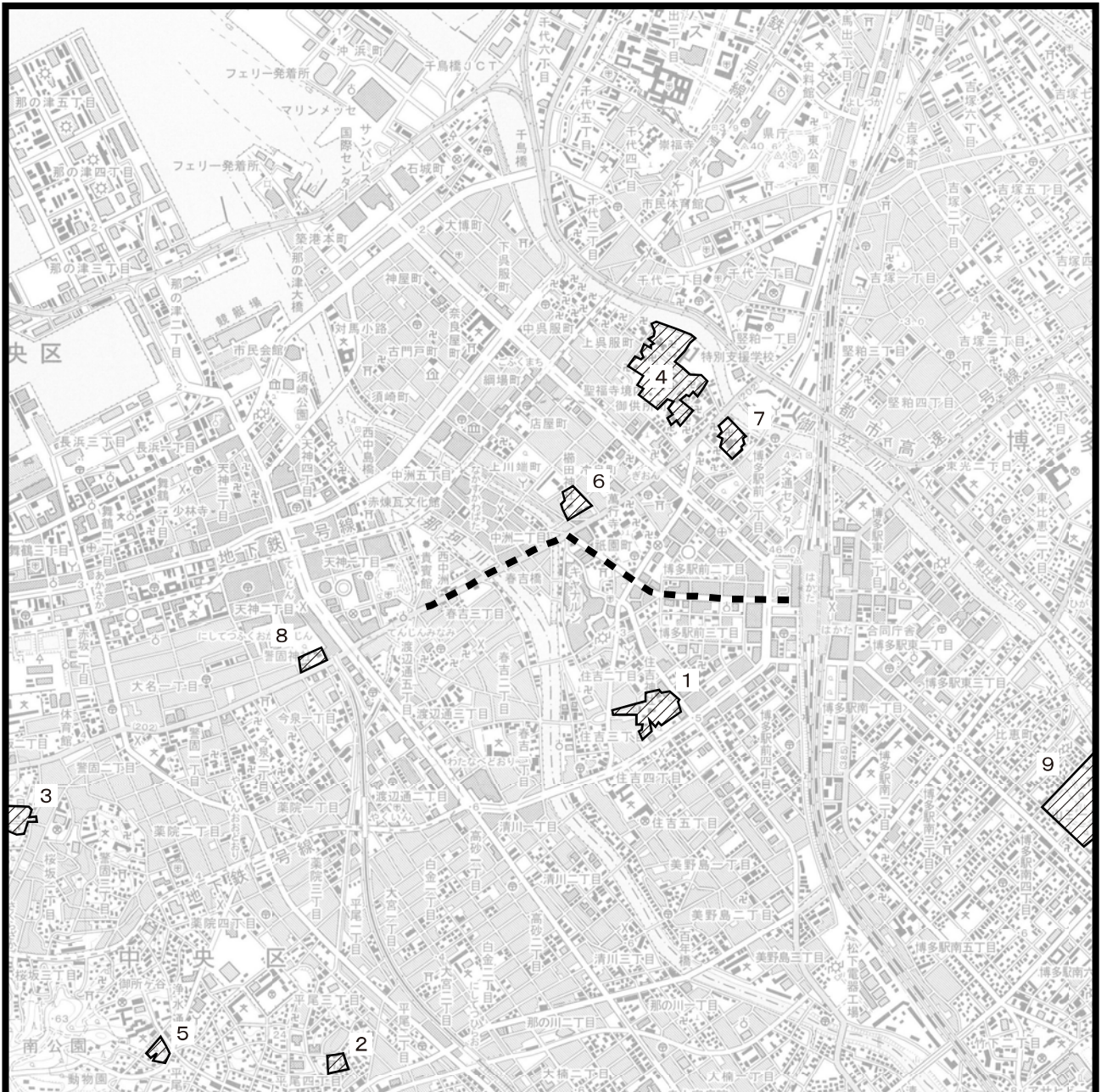
▨ 都市緑地



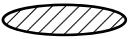
1:25,000

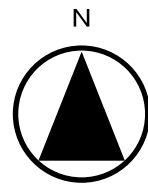


図2.2-16 都市緑地の位置図



凡例

- 対象事業実施区域
-  特別緑地保全地区



1 : 25,000

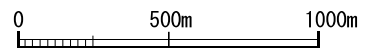
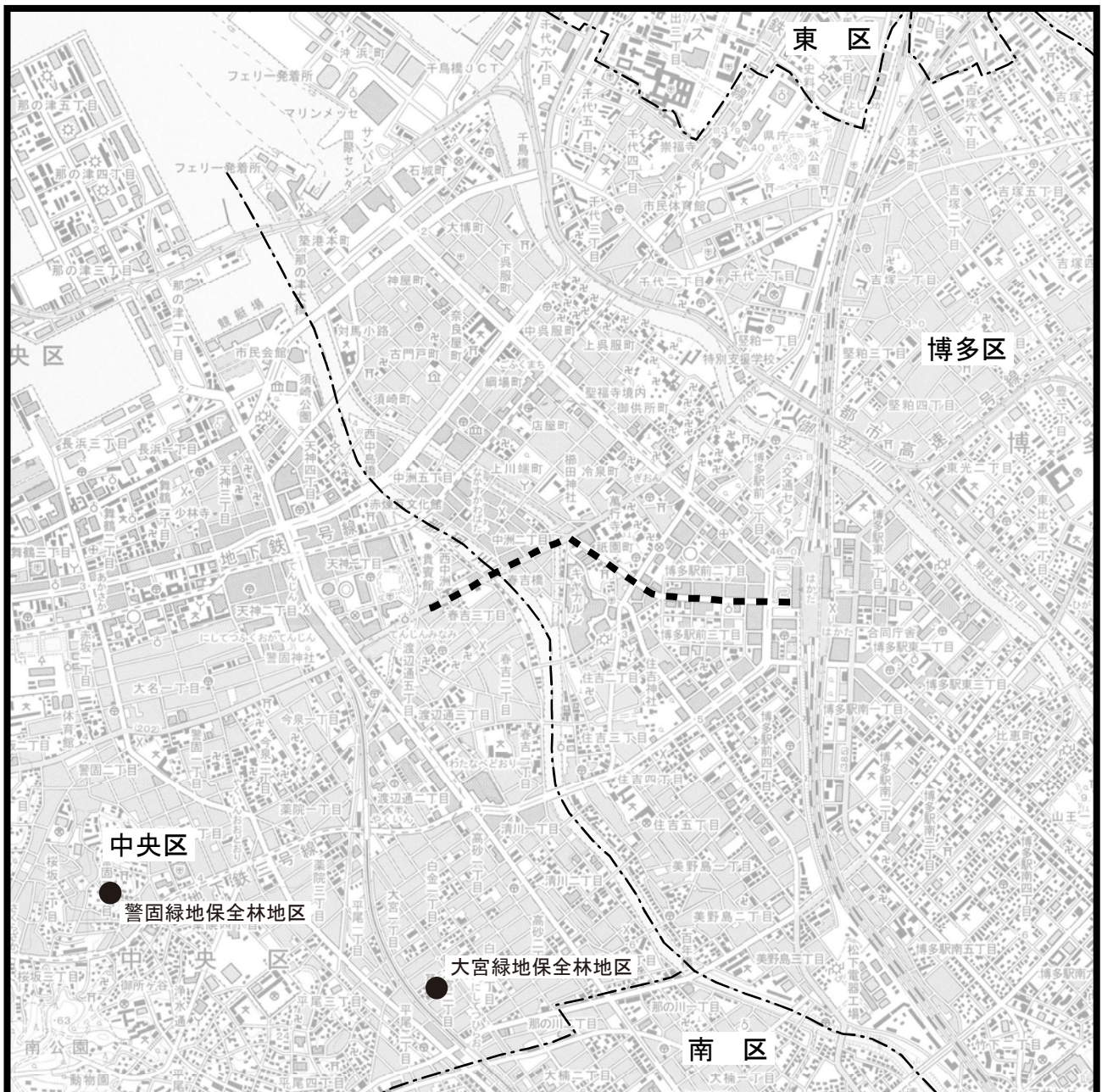
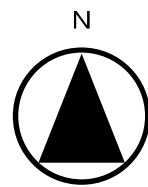


図2.2-17 特別緑地保全地区の位置図



凡例

- 対象事業実施区域
- 緑地保全林地区



1 : 25,000

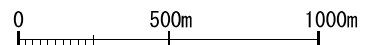
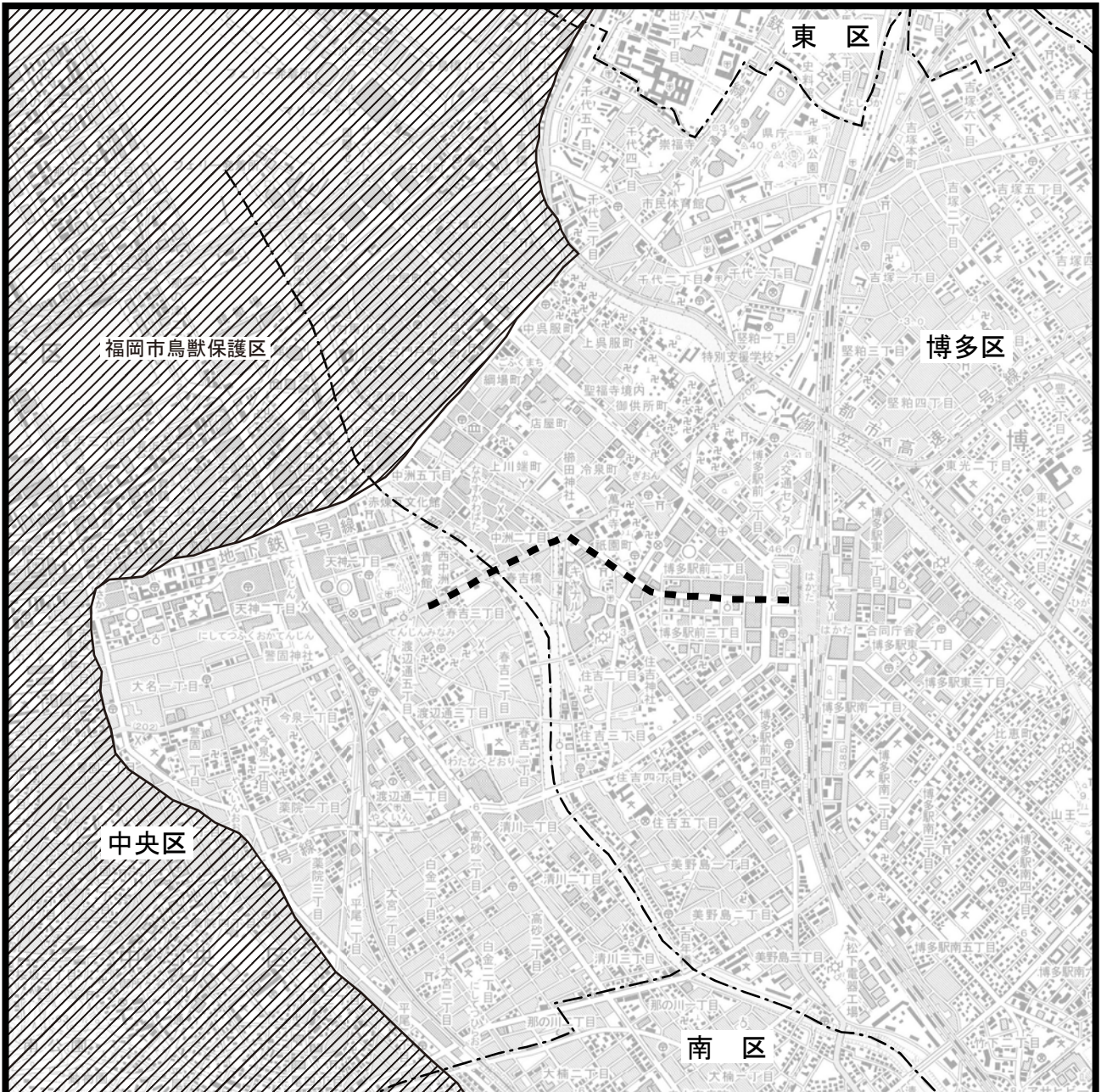
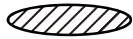


図2.2-18 緑地保全林地区の位置図

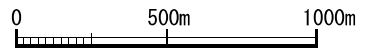


凡例

- 対象事業実施区域
-  鳥獣保護区

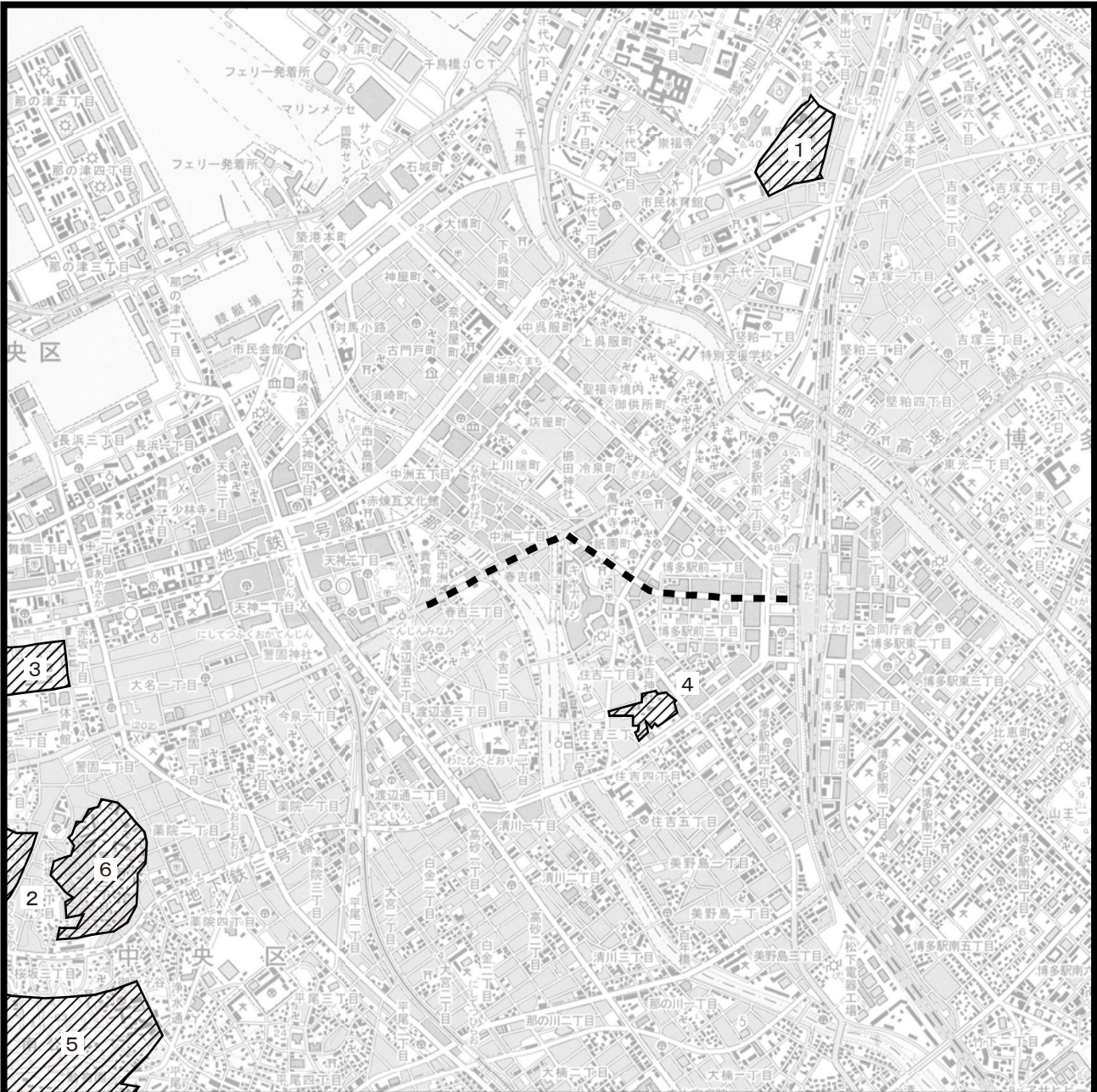


1:25,000



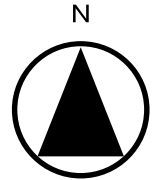
出典：「福岡県鳥獣保護区等位置図」（平成22年10月、福岡県）

図2.2-19 鳥獣保護区の位置図



凡例

- 対象事業実施区域
- ▨ 風致地区



1 : 25,000

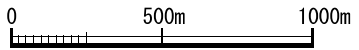
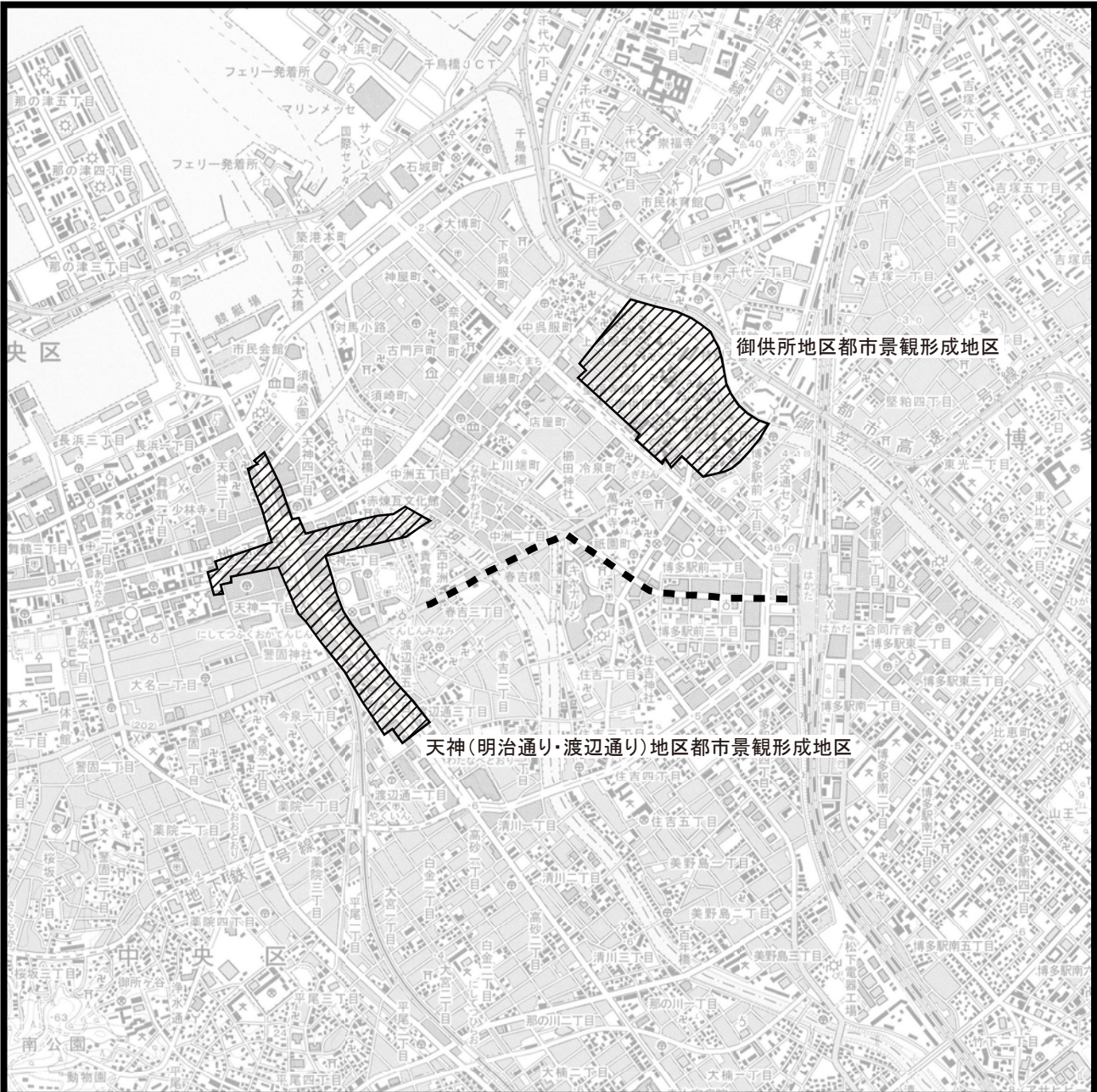


図2.2-20 風致地区の位置図



凡 例

- 対象事業実施区域
- ▨ 都市景観形成地区

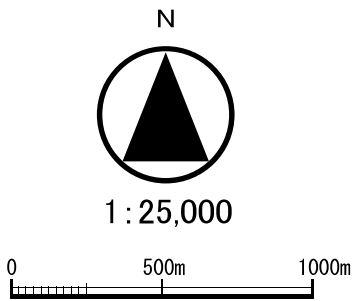


図2.2-21 都市景観形成地区の位置図

(4) 指定された地域等の存在しないもの

対象事業実施区域及びその周辺には、以下の法令等により指定された地域等は存在しません。

a. 「自然公園法」の規定により指定された国立公園及び国定公園

「自然公園法」(昭和32年6月1日 法律第161号 最終改正 平成21年6月3日 法律第47号)に基づき、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進をはかり、国民の保健、体育および教化に資することを目的として、指定された国立公園及び国定公園。

b. 「福岡県立自然公園条例」の規定により指定された県立自然公園

「福岡県立自然公園条例」(昭和38年3月23日 福岡県条例第25号 最終改正 平成23年2月28日 福岡県条例第12号)に基づき、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進をはかり、国民の保健、体育および教化に資することを目的として、指定された県立自然公園。

c. 「自然環境保全法」の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域

「自然環境保全法」(昭和47年6月22日 法律第85号 最終改正 平成23年5月2日 法律第37号)に基づき、自然環境の適正な保全を総合的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域。

d. 「福岡県環境保全に関する条例」の規定により指定された県自然環境保全地域及び野生動物保護地区

「福岡県環境保全に関する条例」(昭和47年10月18日 福岡県条例第28号 最終改正 平成23年2月28日 福岡県条例第12号)に基づき、自然環境の適正な保全を総合的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として指定された県自然環境保全地域及び野生動物保護地区。

e. 「福岡県自然海浜保全地区条例」の規定により指定された県自然海浜保全地区

「福岡県自然海浜保全地区条例」(昭和55年7月17日 福岡県条例第24号 最終改正 平成17年3月福岡県条例第22号)に基づき、自然海浜保全地区の指定、自然海浜保全地区内における行為の届出等に関し必要な事項を定めることにより、自然海浜の保全及び適正な利用を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として指定された県自然海浜保全地区。

f. 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」の規定により指定された世界遺産

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年9月28日 条約7号）に基づき、優れた地形・地質、生態系、景観を持つ地域を登録し、定期的な監視や基金を通じて保護することを目的とし、世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域。

g. 「生産緑地法」の規定により指定された生産緑地地区

「生産緑地法」（昭和49年6月1日 法律第68号 最終改正 平成11年12月22日法律第160号）に基づき、生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的として指定された生産緑地地区。

g. 「福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例」の規定により指定された市民緑地

「福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例」（昭和49年4月1日 福岡市条例第32号 最終改正 平成17年3月31日福岡市条例第57号）に基づき、都市における緑地が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることに鑑み、良好な都市環境の形成を図るため、福岡市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関し、必要な事項を定める事を目的として指定された市民緑地。

h. 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の規定により指定された生息地等保護区

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日 法律第75号 最終改正 平成17年7月26日 法律第87号）に基づき、国内希少野生動植物種の保護を目的として指定された生息地等保護区の区域。

i. 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の規定により指定された休猟区及び特定猟具使用禁止区域

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成14年7月12日 法律第88号 最終改正 平成19年12月21日 法律第134号）に基づき、鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的として指定された休猟区及び特定猟具使用禁止区域。

j. 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」の規定により指定された登録簿に掲げられる湿地の区域

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年 10 月加入 最終改正 平成 6 年 5 月 1 日施行）に基づき、広く水辺（湿原、湖、溪流、浅い海などの水域）の自然生態系を保全することを目的として指定された登録簿に掲げられる湿地の区域。

k. 「景観法」の規定により指定された景観地区及び準景観地区

「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日 法律第 110 号 最終改正 平成 21 年 6 月 24 日 法律第 57 号）に基づき、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とした景観地区及び準景観地区。

l. 「森林法」の規定により指定された保安林

「森林法」（昭和 26 年 6 月 26 日 法律第 249 号 最終改正 平成 23 年 4 月 22 日 法律第 20 号）の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健または名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林。

m. 「海岸法」の規定により指定された海岸保全区域

「海岸法」（昭和 31 年 5 月 12 日 法律第 101 号 最終改正 平成 23 年 3 月 31 日 法律第 9 号）に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的として指定された海岸保全区域。

n. 「砂防法」の規定により指定された砂防指定地

「砂防法」（明治 30 年 3 月 30 日 法律第 29 号 最終改正 平成 22 年 3 月 31 日 法律第 20 号）に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは規制すべき土地として指定された砂防指定地。

o. 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年 7 月 1 日 法律第 57 号 最終改正 平成 17 年 7 月 6 日 法律第 28 号）に基づき、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的として指定された急傾斜地崩壊危険区域。

p. 「地すべり等防止法」の規定により指定された地すべり防止区域

「地すべり等防止法」（昭和 33 年 3 月 31 日 法律第 30 号 最終改正 平成 19 年 3 月 31 日 法律第 23 号）に基づき、地すべり及びびばた山の崩壊を防止し、国土の保全と民生の安定に資することを目的として指定された地すべり防止区域。

q. 「工業用水法」の規定により指定された地下水の採取規制地域

「工業用水法」（昭和 31 年 6 月 11 日 法律第 146 号 最終改正 平成 12 年 5 月 31 日 法律第 91 号）に基づき、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水の水源の保全を図り、工業の健全な発達と地盤の沈下の防止に資することを目的として指定された地下水の採取規制地域。

r. 「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」の規定により指定された地下水の採取規制地域

「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 5 月 1 日 法律第 100 号 最終改正 平成 12 年 5 月 31 日 法律第 91 号）に基づき、建築物用地下水の採取について地盤の沈下の防止のため必要な規制を行なうことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的として指定された建築物用地下水の採取規制地域。

2.2.5 その他の事項

ア. 公害苦情の発生状況

対象事業実施区域及びその周辺における平成 21 年度の公害苦情の発生状況は、表 2.2-48 に示すとおりです。

博多区では大気汚染、中央区では騒音の苦情件数が最も多く、福岡市では大気汚染の苦情が最も多い結果となっています。

表 2.2-48 公害苦情の処理件数（平成 21 年度）

区分 地域	大気汚染 (件)	水質汚濁 (件)	騒音 (件)	振動 (件)	悪臭 (件)	その他 (件)	合計 (件)
福岡県	872	427	450	24	461	1,156	3,390
福岡市	154	58	146	5	80	17	460
博多区	32	7	28	2	10	—	79
中央区	9	1	18	1	7	—	36

出典：「平成22年版 環境白書」（平成22年12月、福岡県）
「福岡市統計書（年報）平成22年（2010年版）」（平成23年3月、福岡市）

イ. 廃棄物

(7) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

福岡市では、平成 16 年 12 月に「循環のまち・ふくおか基本計画～福岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画～」を策定し、具体的な展開を図ることとしています。

その結果、平成 21 年度の事業系ごみ要処理量は約 29 万 4 千トンとなり、基準年度（平成 14 年度）の約 37 万トンと比較すると 20.4%減少し、目標年次（平成 27 年度）の数値目標である 31 万トンを下回っています。また、ごみ減量・リサイクル率に関しては、平成 21 年度で 22.5%と基準年度と比較して 7.5 ポイント上昇しており、平成 17 年度以降は微増傾向が続いています。

(4) 廃棄物等の再利用の現況

平成 20 年度における市内の産業廃棄物の発生量は、約 138 万トンとなっており、平成 19 年度に比べ 17 万 3 千トン（約 11%）減少しています。種類別の発生量は、がれき類が約 73 万 6 千トン、汚泥が約 29 万 8 千トンであり、この 2 種類で全体の 3/4 を占めています。一方、市内の特別管理産業廃棄物の発生量は、約 6 千 5 百トンとなっています。

また、産業廃棄物中間処理の状況については、市内で 94 万トンが処理され、このうち最も多いがれき類の 9 割以上が再生利用される等、産業廃棄物の減量化及び再生利用が行われています。

さらに、市内の最終処分場において埋立処分される量は、約 13 万 4 千トンであり、平成 19 年度に比べ約 1 万 5 千トン（10.1%）減少しています。

(ウ) 廃棄物等の処理施設等の状況

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 法律第 137 号 最終改正 平成 22 年 法律第 34 号）第 15 条に基づき福岡市長の許可を受けた産業廃棄物処理施設は 70 施設（移動式を含む。）であり（平成 23 年現在）、そのうち事業者の自己処理施設は 10 施設です。また、残土の福岡市指定処分場は 4 施設です（平成 23 年現在）。

なお、対象事業実施区域では、中間処理施設及び残土の福岡市指定処分場は存在しません。

ウ. 対象事業を実施するに当たって必要とされる許可、認可、承認その他の処分及び届出であって法令（条例を含む。以下同じ。）の規定に基づくものの名称

対象事業を実施するに当たって必要とされる許可、認可、承認などについては、表 2.2-49 に示すとおりです。

表 2.2-49 対象事業の実施に必要とされる許可・認可・承認など

許認可等	法
都市計画決定	都市計画法
鉄道事業許可	鉄道事業法
道路の占用の許可	道 路 法

エ. 福岡市環境基本計画その他の環境に関する施策の適用状況とその内容

(7) 福岡市 新・基本計画

福岡市は、新しい福岡づくりの基本方向として「自由かつ達で人輝く自治都市・福岡をめざして～九州、そしてアジアの中で～」を掲げ、平成 27 年を目標年次とした「福岡市新・基本計画」を平成 15 年 3 月に策定しています。

この計画は、大転換の時代への挑戦として、都市経営の基本的考え方をまとめ、福岡、九州、そしてアジアの現状を見つめ、独自の都市経営の方向を明らかにし、勇気を持って新時代のまちづくりに挑戦していくため、新しい基本計画を策定したものです。

(4) 福岡市環境基本計画（第二次）

福岡市では、「ときを超えて人が環境と共に生きるまち」を実現するために、ごみ減量・リサイクルや温暖化対策、自動車交通公害対策、自然環境の保全などの取り組みをより一層推進するため、平成 27 年度までを計画期間とした「福岡市環境基本計画（第二次）」を平成 18 年 7 月に策定しています。

この計画は、福岡市環境基本条例（平成 8 年 9 月 福岡市条例第 41 号）第 7 条に定められた環境の保全及び想像に関する基本的な計画であり、また「福岡市新・基本計画」（平成 15 年 3 月）を環境面から総合的・計画的に推進するための基本指針となるものです。

(ウ) 循環のまち・ふくおか基本計画

福岡市では、環境にやさしい循環型社会をつくるため、平成16年12月に「循環のまち・ふくおか基本計画～一般廃棄物（ごみ）処理基本計画～」を策定しています。

基本計画では、ごみをできるだけ出さない取り組みや、資源として利用する取り組みを進めるための基本的な方向性を定めています。

基本計画の目標として、平成27年度のごみ要処理量の目標を62万t（平成14年度に対し10%削減）とし、ごみ減量・リサイクル率の目標は30%を達成することとしています。

(イ) 福岡市地球温暖化対策地域推進計画（第三次）

福岡市では、市民・事業者・行政それぞれの協働のもとに、地球温暖化防止に向けて取り組むための計画として、平成6年3月に、福岡市地球温暖化対策地域推進計画を策定し、地球温暖化対策を推進してきました。

その後、平成9年12月の地球温暖化防止京都会議（COP3）における京都議定書の採択など地球環境問題を取り巻く状況の変化を受け、平成13年3月、ふくおか2010アクションプラン（第二次福岡市地球温暖化対策地域推進計画）を策定しました。

しかし、平成16年度の温室効果ガス排出量は、京都議定書の基準年度（平成2年度）と比べ23%増加しており、このまま対策を講じない場合、2010年度には約38%増加すると予測されたため、各主体が連携して、より実効性の高い施策の展開が必要なことから、平成18年7月、福岡市地球温暖化対策地域推進計画（第三次）を策定しました。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年 法律第117号）第20条に規定される計画で、「福岡市環境基本条例」に定められた「福岡市環境基本計画」を推進するための地球温暖化対策についての部門別計画に該当します。

(オ) 福岡市自動車交通公害防止計画（第三次）

福岡市では、自動車交通公害防止のための各種対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成5年に「福岡市環境基本計画」の部門別計画となる「福岡市自動車交通公害防止計画」を策定しました。その後、計画に掲げた目標の達成状況や施策の進捗状況を点検するとともに、市内外における取組の動向を踏まえながら、現状における問題点・課題を明確にし、より有効な対策を講じていくため、平成18年7月「福岡市自動車交通公害防止計画（第三次）」を策定しています。

福岡市自動車交通公害防止計画に基づき、実施される各種の施策については、公害防止計画の施策との整合を図ることとなっています。

(カ) 福岡市環境配慮指針（改訂版）

福岡市環境配慮指針は、公共の都市基盤整備事業や民間の開発事業の「構想」「計画」「実施」にあたり、環境に配慮すべき事項を具体的に示し、これらの事業が環境と調和のとれたまちづくりへと結び付くように誘導するための指針として平成4年3月に策定しました。

この指針は、平成19年2月に第二次改訂し、福岡市環境影響評価条例に係る事業の事前配慮や事前調査への活用や各種開発事業など環境に影響を及ぼすおそれのある事項における環境への配慮の指針として活用されています。

この指針の中で、事業別環境配慮事項は、市内で実施される開発事業等を11区分し、自己チェックポイント、環境配慮事項から構成される環境配慮マトリックスによって整理されています。

環境特性では、それぞれの事業と環境との関わり方を明らかにし、「計画」「工事」「供用・管理」といった事業進行の各段階に応じて事業対象地の特性、施工内容・工事の特性などを自己チェックポイントを用いてチェックし、それとともにスコーピング（対象項目の絞り込み）の手法により、適切な環境配慮事項を検討できるように、取りまとめています。